

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策(一覧)

I. 防災のための重要インフラ等の機能維持

(1)大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化

No.	分野	対象インフラ	緊急対策名	緊急対策の概要	対策箇所数	緊急対策期間	達成目標	実施主体	府省庁名
1	河川	堤防	全国の河川における堤防決壊時の危険性に関する緊急対策	平成30年7月豪雨を踏まえ、バックウォーター現象等により氾濫した場合の湛水深等の緊急点検を行い、甚大な人命被害等が生じる恐れのある区間を有する河川約120河川について、合流部等の堤防強化対策や堤防かさ上げ等の緊急対策を実施する。	<堤防強化対策等> ①国:約70河川 ②都道府県等:約50河川	2020年度まで	堤防決壊が発生した場合に湛水深が深く、特に多数の人命被害等が生じる恐れのある区間において、堤防強化対策等を概成	①国 ②都道府県 ③政令指定都市	国土交通省
2	河川	河道等	全国の河川における洪水時の危険性に関する緊急対策(河道等)	平成30年7月豪雨を踏まえ、樹木繁茂・土砂堆積及び橋梁等による洪水氾濫の危険箇所等の緊急点検を行い、流下障害や局所洗掘等によって、洪水氾濫による著しい被害が生ずる等の河川約2,340河川について、樹木伐採・掘削及び橋梁架替等の緊急対策を実施する。	<樹木伐採・掘削等> ①国:約140河川 ②都道府県等:約2,200河川	2020年度まで	氾濫による危険性が特に高い等の区間において、樹木・堆積土砂等起因した氾濫の危険性を概ね解消	①国 ②都道府県 ③政令指定都市	国土交通省
3	河川	堤防	全国の河川における洪水時の危険性に関する緊急対策(堤防)	平成30年7月豪雨を踏まえ、河川の氾濫の危険性や避難の困難度等の緊急点検を行い、洪水氾濫した場合に逃げ遅れの危険性が高い河川約160河川について、越水による決壊までの時間を引き延ばす対策等の緊急対策を実施する。	<危機管理型ハード対策等> ①国:約30河川 ②都道府県等:約130河川	2020年度まで	高齢者が特に多い等の地域において、危機管理型ハード対策等を概成し、越水による逃げ遅れの被害を大幅に軽減	①国 ②都道府県 ③政令指定都市	国土交通省
4	河川	ダム	全国の河川における洪水時の危険性に関する緊急対策(ダム)	平成30年7月豪雨を踏まえ、大雨が甚大かつ長時間継続した場合を念頭に、ダムの洪水調節機能について緊急点検を行い、緊急的・集中的にダムの洪水調節機能を維持・確保するうえで、土砂流入対策が必要となるダム、操作改善のために改良が必要なダム、ダムの操作規則の改善のために下流の改修が必要なダムの計約30ダムについて、ダムの洪水調節機能を維持・確保するための緊急対策を実施する。	①国:約20ダム ②県:約10ダム <調査研究等> 数件程度	2020年度まで	人命を守るため、ダムの洪水調節機能を維持・確保するための対策が必要な箇所において、緊急的・集中的に対策を実施し概成	国、県、国立研究開発法人土木研究所	国土交通省
5	河川	河道等	中小河川緊急治水対策プロジェクト(再度の氾濫防止対策)	九州北部豪雨等の豪雨災害による中小河川の氾濫など、近年の豪雨災害の特徴を踏まえて、全国の中小河川で点検を行った結果、近年、洪水により被災した履歴があり、再度の氾濫により多数の家屋や重要な施設(要配慮者利用施設・市役所・役場等)の浸水被害が想定される区間において対策が必要であることが判明したため、多数の家屋や重要な施設の浸水被害を解消するための河道の掘削等を実施する。	<再度の氾濫防止対策> 都道府県等:約400河川	2020年度まで	浸水家屋数が多いなど、緊急的に再度の氾濫防止対策が必要な区間において、河道の掘削などにより流下能力を向上させ多数の家屋や重要な施設の浸水被害を解消	②都道府県 ③政令指定都市	国土交通省
6	砂防	砂防堰堤等	中小河川緊急治水対策プロジェクト(土砂・流木対策)	九州北部豪雨等の豪雨災害による土砂・流木の流出など、近年の豪雨災害の特徴を踏まえて、全国の中小河川で点検を行った結果、土砂・流木を伴う洪水により被災があった溪流で、流木捕捉機能を有する砂防施設等がなく、下流の氾濫域に多数の家屋や重要な施設(要配慮者利用施設・市役所・役場等)を抱える溪流において対策が必要であることが判明したため、多数の家屋や重要な施設の土砂・流木の流出による被害を防止するための透過型砂防堰堤等の整備を実施する。	<土砂・流木対策> ①国:約60溪流 ②都道府県:約480溪流	2020年度まで	下流の氾濫域に多数の家屋や重要な施設があるなど、緊急的に土砂・流木の流出防止対策が必要な溪流において、多数の家屋や重要な施設の土砂・流木の流出による被害を防止するため、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備等の対策を概ね完了	①国 ②都道府県	国土交通省
7	河川・砂防	河道砂防施設等	全国の中小河川における土砂・洪水氾濫等の危険性に関する緊急対策	平成30年7月豪雨を踏まえ、緊急的に土砂・洪水氾濫等対策が必要な箇所や砂防関係施設の施設配置計画等の緊急点検を行い、土砂・洪水氾濫等の発生リスクが高く、緊急性の高い約410箇所(砂防)・約20河川(河川)について、流域における土砂・洪水氾濫に対応した砂防関係施設の施設配置計画の策定や砂防堰堤・遊砂地等の整備、河道断面の拡大等の緊急対策を実施する。	【砂防】 <土砂・洪水氾濫対策> ①国:約90箇所 ②都道府県:約320箇所 【河川】 <土砂・洪水氾濫対策> ②都道府県:約20河川 【調査研究等】 数件程度	2020年度まで	土砂・洪水氾濫により被災する危険性が高い箇所のうち緊急性の高い箇所において人命への著しい被害の防止する砂防堰堤、遊砂地等の整備や河道断面の拡大等の対策を概ね完了	国、都道府県 (調査研究等) 国	国土交通省
8	河川・下水道	雨水排水施設河道等	全国の内水浸水の危険性に関する緊急対策	平成30年7月豪雨を踏まえ、内水浸水の危険性や被害状況等の緊急点検を行い、近年、浸水被害があり、病院、市役所など生命や防災上重要な施設の浸水が想定され、浸水被害の危険性が高い箇所がある下水道事業を実施する約200地方公共団体及び約100河川について、雨水排水施設の整備や河川改修等の緊急対策を実施する。	【下水】 約200地方公共団体 【河川】 約100河川 ①国:約10河川 ②都道府県等:約90河川	2020年度まで	近年、浸水実績があり、病院、市役所など生命や防災上重要な施設の浸水が想定される箇所において、近年の主要降雨等による重要施設の浸水被害を防止軽減するため、雨水排水施設の整備や河川改修等の対策を概ね完了	国、都道府県、政令指定都市、市町村	国土交通省

9	河川	水門・陸閘、排水機場、ダム等	全国の大河川や国土交通省所管ダムの電力供給停止時の操作確保等に関する緊急対策	北海道胆振東部地震における大規模停電を踏まえ、大規模停電が発生し、ダム等への電力供給が停止した場合に、機能(操作等)を確保できない恐れがあるダム等について緊急点検を行い、予備発電機の運転可能時間が72時間未満のダム、電源設備が現行基準を満たしていない排水機場等について、予備発電機の運転可能時間延伸等を緊急対策として実施する。	【河川】 ＜現行基準を満足する電源設備の整備等＞ 約30排水機場等 【ダム】 ＜予備発電機運転可能時間延伸化＞ 約30ダム	2020年度まで	【河川】 国管理河川うち人口が集中している区間にある河川管理施設について、大規模停電時の機能を確保するため、現行基準を満足する電源設備の整備等を完了 【ダム】 大規模停電時の機能喪失を解消するため、予備発電機運転可能時間の延伸化による対策を完了	【河川】 国河川管理者 【ダム】 道府県	国土交通省
10	河川・下水道	下水処理場、ポンプ場排水機場	全国の雨水ポンプ場等の耐水化に関する緊急対策	【下水・河川共通】 平成30年7月豪雨等を踏まえ、全国の下水道施設等において、浸水により機能に支障があった、あるいは恐れのある施設の緊急点検を行い、浸水による機能停止リスクが高く、耐水化が完了していない下水道施設約70箇所(処理場約30箇所、ポンプ場約40箇所)、河川の排水機場約20箇所について、水密扉の設置やBCPIに基づく災害時に必要な資機材の確保等の緊急対策を実施する。	＜水密扉の設置等＞ 【下水】 処理場約30箇所、ポンプ場約40箇所(うち水密扉の設置等約10箇所) 【河川】 排水機場約20箇所	【下水】 2020年度まで 【河川】 2018年度まで	浸水による機能停止リスクの大きな施設について、浸水による排水機能停止リスク低減策を概ね完了	国、都道府県、政令指定都市、市町村	国土交通省
11	下水道	下水処理場、ポンプ場	全国の下水道施設の電力供給停止時の操作確保等に関する緊急対策	北海道胆振東部地震における大規模停電を踏まえ、全国の下水道施設(処理場、ポンプ場)において、電力供給停止時の電源の確保状況や燃料備蓄の状況等の緊急点検を行い、電力供給停止時の非常用電源等を有していない、もしくは能力が不足している施設約1,100箇所(処理場約500箇所、ポンプ場約600箇所)について、非常用発電設備の設置・増強、BCPIに基づく災害時燃料供給体制の確保等の緊急対策を実施する。	＜非常用発電設備の設置・増強等＞ 約1,100箇所(処理場約500箇所、ポンプ場約600箇所)(うち、人口集中地区などを抱える地区における非常用発電設備の設置・増強等約200箇所(処理場約100箇所、ポンプ場約100箇所))	2020年度まで	電力供給停止時の非常用電源等を有していない、もしくは能力が不足している施設において、大規模停電時の機能喪失リスク低減策を概ね完了	都道府県、政令指定都市、市町村	国土交通省
12	下水道	下水処理場、ポンプ場	全国の下水道処理場等の耐震対策等に関する緊急対策	過去の大規模地震等を踏まえ、全国の下水道施設(処理場、ポンプ場)の耐震性等の緊急点検を行った結果、地震時の最低限の処理機能等が確保されていない下水道施設約3,800箇所(処理場約1,300箇所、ポンプ場約2,500箇所)について、耐震化やBCPに基づく早期復旧体制構築等の緊急対策を実施する。	＜下水道施設(処理場、ポンプ場)の耐震化等＞ 約3,800箇所(処理場約1,300箇所、ポンプ場約2,500箇所)(うち、地震時の最低限の処理機能が確保されていない施設等の耐震化約500箇所(処理場約200箇所、ポンプ場約300箇所))	2020年度まで	地震時の機能停止リスク低減策が必要な下水道施設において対策を概ね完了	都道府県、政令指定都市、市町村	国土交通省
13	海岸	水門・陸閘、排水機場等	全国の水門・陸閘等(海岸保全施設)の電力供給停止時の操作確保等に関する緊急対策	緊急点検の結果を踏まえ、全国の自動化・遠隔操作化された水門・陸閘や排水機場等のうち早期に対策が必要な施設について、予備発電機の設置等の緊急対策を実施する。	予備発電機の設置等 約20施設	2020年度まで	予備発電機のない水門・陸閘等で早期に対策が必要な施設について、対策を完了	【海岸】 ①国 ②管理者	農林水産省・国土交通省
14	海岸	海岸堤防等	全国の海岸堤防等の高潮等に対する緊急対策	緊急点検の結果を踏まえ、ゼロメートル地帯または重要な背後地を抱え、堤防高や消波機能等が不足する海岸のうち、堤防等の高さまたは消波機能等が不足し、早期に対策の効果があげられる緊急性の高い箇所において、高潮・津波対策等の緊急対策を実施する。	【海岸】 堤防高を確保するための対策や消波施設の整備等 約130箇所 【河川】 河川堤防等 約20河川	2020年度まで	ゼロメートル地帯または重要な背後地を抱え、堤防高や消波機能等が不足する箇所、緊急性の高い箇所の高潮や津波による浸水を防止する対策を概成	【海岸】 ①国 ②管理者 【河川】 国、都道府県	農林水産省・国土交通省
15	砂防	砂防堰堤等	全国のインフラ・ライフラインの土砂災害に関する緊急対策	平成30年7月豪雨や平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、土砂災害警戒区域等において、インフラ・ライフラインにも甚大な被害を及ぼす危険箇所の緊急点検を行い、緊急性の高い約320箇所について、砂防関係施設の整備等の緊急対策を実施する。	＜インフラ・ライフラインの保全対策＞ ①国:約60箇所 ②都道府県:約260箇所	2020年度まで	土砂災害によりインフラ・ライフラインの被災する危険性が高い箇所のうち緊急性の高い箇所においてインフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤の整備等の対策を概ね完了	国、都道府県	国土交通省

16	砂防	砂防堰堤等	全国の火山における火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定等及び同計画に基づく緊急対策	平成30年草津白根山の噴火を踏まえ、火山災害警戒地域の指定された全国の49活火山を対象に、火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定状況やそれに基づくハード対策の整備状況や火山砂防ハザードマップの作成、リアルタイムハザードマップの整備状況に関する緊急点検を行い、緊急性の高い火山について、各施策に必要な緊急対策を実施する。	<p><火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定> 約10火山</p> <p><火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づく緊急的な対策> 約10火山</p> <p><航空レーザ測量データの取得> 約10火山</p> <p><火山砂防ハザードマップの作成> 約10火山</p> <p><リアルタイムハザードマップの整備> 約10火山</p>	2020年度まで	<p><火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づく緊急的な対策のためのブロック備蓄等や基幹砂防施設の集中的整備> 緊急性の高い火山において、火山噴火による人命への著しい被害を防止するブロック備蓄及び砂防堰堤の整備等の対策を概ね完了</p> <p><航空レーザ測量データの取得> 1mメッシュで未取得の火山及び取得年次が古い火山において、航空レーザ測量データ取得を完了</p> <p><火山砂防ハザードマップの作成> 火山砂防ハザードマップ未作成等の火山において、火山砂防ハザードマップの作成を完了</p> <p><リアルタイムハザードマップの整備> リアルタイムハザードマップ整備が未整備でありかつ緊急性の高い火山において、リアルタイムハザードマップの整備を完了</p>	国、都道府県	国土交通省
17	砂防	砂防堰堤等	全国の土砂災害警戒区域等における円滑な避難の確保に関する緊急対策	平成30年7月豪雨や平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、地域の避難所や避難路に限られており、土砂災害に伴い被害が生じると、避難に困難が生じる箇所等の緊急点検を行い、緊急性の高い約620箇所について、砂防関係施設の整備等の緊急対策を実施する。	<p><円滑な避難の確保対策></p> <p>①国:約50箇所 ②都道府県:約570箇所</p>	2020年度まで	土砂災害により避難所・避難路の被災する危険性が高い箇所のうち緊急性の高い箇所において円滑な避難を確保する砂防堰堤の整備等の対策を概ね完了	国、都道府県	国土交通省
18	海岸	海岸堤防等	全国の海岸堤防等の耐震化に関する緊急対策	緊急点検の結果を踏まえ、地震の発生リスクが高く重要な背後地をかかえる海岸等のうち、早期に対策が可能な緊急性の高い箇所において、耐震照査、耐震対策等の緊急対策を実施する。 <調査研究等> 平成30年9月には北海道において豪雨と地震が間を置かず発生しており、豪雨による地下水位の上昇等によって、液状化による耐震性能の低下も懸念されることから、地下水位の観測、観測データ活用のために必要な調査研究を実施する。	<p>【海岸】</p> <p>耐震照査 約120箇所 耐震対策 約50箇所 調査研究等 数件程度</p> <p>【河川】</p> <p>河川堤防等 約40河川</p>	2020年度まで	地震の発生リスクが高く重要な背後地をかかえる海岸のうち、早期に照査可能な緊急性の高い箇所において耐震照査を概ね完了するとともに、緊急性の高い箇所の耐震対策を概ね完了	<p>【海岸】</p> <p>①国 ②管理者 (調査研究等) 国</p> <p>【河川】</p> <p>国、都道府県</p>	農林水産省・国土交通省
19	市街地	市街地	地震時等に著しく危険な密集市街地に関する緊急対策	重点的に不燃化を図るべき地域として、防火規制が実施されている地域において、集中的に不燃化を促進するとともに、避難地・避難路を整備し、3年で地震時等に著しく危険な密集市街地の最低限の安全性を確保する。	地震時等に著しく危険な密集市街地のうち防火規制が実施されている地域:約2,800ha	2020年度まで	地震時等に著しく危険な密集市街地を概ね解消	①国 ②都道府県 ③政令指定都市 ④市区町村	国土交通省
20	市街地	避難路	ブロック塀等の安全確保に関する緊急対策	所有者等に対し、ブロック塀等の安全性確保に関する積極的な周知を実施する地域において、ブロック塀等の安全対策への支援を行う。 一定の高さ・長さを有する塀について、地方公共団体が指定する避難路沿道の建築物と同様に、耐震診断を義務付けるとともに、所管行政庁において診断結果を公表する。	所有者等に対し、ブロック塀等の安全性確保に関する積極的な周知を実施する特定行政庁が所管する地域:特定行政庁約400団体	2020年度まで	全ての特定行政庁において、ブロック塀等の安全対策に関する積極的な周知を図るとともに、所有者の意向を踏まえ、点検結果に応じた地方公共団体の支援制度に基づくブロック塀等の安全対策を2020年度末までに概ね完了	①国 ②都道府県 ③政令指定都市 ④市区町村	国土交通省
21	教育	学校施設等	学校施設等の耐震性及び劣化状況に関する緊急対策	北海道胆振東部地震等を踏まえ、全国の学校施設等を対象に、災害時に落下・倒壊等により人命に関わる重大な被害が懸念される屋根や外壁、内壁、天井等について、耐震性や劣化状況に係る緊急点検を行い、安全性に課題があり、非構造部材の耐震対策等の緊急性の高い学校施設等を国が支援して改善する緊急対策を実施する。	約5,400校分相当(※) ※公立学校、国立大学法人等、私立学校及び公立社会体育施設	2020年度まで	緊急点検の結果を踏まえ、屋根や外壁、内壁、天井等の耐震性及び劣化等に課題があり、対策の緊急性の高い学校施設等を全て改善	学校施設等の設置者	文部科学省
22	教育	学校施設等	学校施設等の構造体の耐震化に関する緊急対策	過去に生じた幾多の大地震では、構造体の耐震化が未完了の学校施設等において甚大な被害が発生したことから、倒壊等の被害が生じる可能性がある、耐震化が未完了で緊急の対応を要すると判断される学校施設等について、耐震化整備を実施する。	<p><公立学校> 約990棟</p> <p><国立大学> 約13万㎡</p> <p><私立学校> (Is値0.3未満) 約150棟(私立高等学校等)、約28万㎡(私立大学等)</p> <p><公立社会体育施設> 約20棟</p>	2020年度まで	<p><公立学校> 耐震化を完了</p> <p><国立大学> 学校設置者が2020年度までに計画している施設の耐震化を完了</p> <p><私立学校> 学校設置者が2020年度までに計画している倒壊し又は崩壊する危険性が特に高い施設(Is値0.3未満)の耐震化を概ね完了</p> <p><公立社会体育施設> 耐震化を概ね完了</p>	学校施設等の設置者	文部科学省

23	教育	学校施設等	学校施設等のブロック塀等に関する緊急対策	平成30年大阪府北部を震源とする地震による学校のブロック塀の倒壊事故を受けて行った、全国の学校施設等を対象とするブロック塀等の安全点検等状況調査の結果を踏まえ、安全性に問題があるブロック塀等の安全対策を実施する。	約1,000 km	2019年度まで	ブロック塀等の安全対策が必要な箇所を全て完了	学校施設等の設置者	文部科学省
24	教育	独立行政法人等文教施設	独立行政法人等文教施設の安全確保等に関する緊急対策	平成30年大阪北部地震など、近年多発する災害を踏まえ、多数の人が集まり、災害時には地域の避難所等としても活用される独立行政法人等文教施設について、災害時の安全確保等を図るため、施設・設備の改修を実施する。	9機関	2019年度まで	早急に改善が必要な施設・設備の改修を全て完了	独立行政法人、文部科学省	文部科学省
25	教育	学校施設等	学校施設における空調設備に関する緊急対策	今夏の災害ともいえる猛暑に起因する健康被害の発生状況等を踏まえ、早期に子供たちの健康を守るため、熱中症対策としての空調設備の整備の緊急対策を実施推進する。	熱中症対策が必要な全国の公立小中学校等の空調が未設置の普通教室	2019年度まで	熱中症対策が必要な公立小中学校等の全ての普通教室への空調設置を完了	公立小中学校等の設置者	文部科学省
26	福祉	社会福祉施設	社会福祉施設等の耐震化に関する緊急対策	平成30年大阪北部地震、北海道胆振東部地震等を踏まえ、地震発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する社会福祉施設等の安全を確保するため、耐震化状況調査の結果を踏まえ、耐震性の無い施設約4,120箇所について、耐震化改修整備の緊急対策を実施する。	地震発生等の際、倒壊・崩壊の可能性がある施設約4,120箇所 ＜児童関係施設等＞ 約1,474箇所 ＜障害児者関係施設＞ 約1,671箇所 ＜高齢者関係施設＞ 約882箇所 ＜その他関係施設＞ 約93箇所	2020年度まで	2020年度までに社会福祉施設等の耐震化率を約95%まで向上 社会福祉施設等の耐震化の進捗率の達成へ向け、現状を踏まえて加速化 現状(2018推計):91% 現状目標:95%(2018年) →達成目標95.2%(2020年)	都道府県、市区町村	厚生労働省
27	福祉	社会福祉施設	社会福祉施設等のブロック塀等に関する緊急対策	平成30年大阪北部地震を踏まえ、ブロック塀等の倒壊事故を防止し、利用者等の安全を確保するため、社会福祉施設等のブロック塀等の安全点検の状況調査の結果を踏まえ、安全性に問題がある施設約7,025箇所について、ブロック塀等の改修整備の緊急対策を実施する。	安全点検の結果、安全性に問題があったブロック塀等を設置している施設約7,025箇所 ＜児童関係施設等＞ 約3,526箇所 ＜障害児者関係施設＞ 約1,564箇所 ＜高齢者関係施設＞ 約1,857箇所 ＜その他関係施設＞ 約78箇所	2019年度まで	ブロック塀等改修整備が必要な社会福祉施設等約7,025箇所を全て対策完了	都道府県、市区町村	厚生労働省
28	防衛	自衛隊施設の敷地境界におけるブロック塀等	自衛隊施設のブロック塀等に関する緊急対策	平成30年大阪北部地震を踏まえ、民有地・公道に接する自衛隊施設の敷地境界を対象に、ブロック塀等の外観の安全点検を行い、現行の建築基準法に適合せず、安全性に問題がある、または、老朽化が進んでいるブロック塀等が約110施設判明したため、ブロック塀等の撤去及びフェンスへの整備に関する緊急対策を実施する。	ブロック塀等の撤去及びフェンスへの整備:約110施設	2020年度まで	自衛隊施設の敷地境界におけるブロック塀等の倒壊の危険性を解消 ブロック塀等の撤去及びフェンスへの整備 →達成目標100%(2020年)	国	防衛省
29	農業	ため池	ため池に関する緊急対策	平成30年7月豪雨において、多くのため池が被災したことを受け、全国のため池を緊急点検するとともに、ため池対策検討チームを立ち上げ、下流の家屋等に被害を与えるおそれのある、防災重点ため池の選定基準等を見直した。これらを踏まえ、農地の被害を防止するとともに、非常時にも機能や安全性を確保するために必要なため池の改修等の緊急対策を実施する。	下流への影響が特に大きく、早急に対策が必要な防災重点ため池約1,000カ所(見込み)	2020年度まで	下流への影響が特に大きく、早急に対策が必要な防災重点ため池において、自然災害などの非常時にも農業用水の確保機能や下流の住民の安全性を確保するための対策を概成	都道府県、市町村、土地改良区等	農林水産省
30	治山	治山施設	国土強靱化緊急森林対策(治山施設)	平成30年7月豪雨等により山地災害が多発していることを踏まえ、山地災害危険地区等において、その荒廃状況、既存施設の健全度の緊急点検を行い判明した、緊急的に対策が必要な山地災害危険地区等において、治山施設の設置等により、荒廃山地の復旧・予防対策を実施する。	治山施設の設置等:約600箇所	2020年度まで	災害発生の危険性を低減するため、緊急的に整備が必要な荒廃山地約600箇所において、治山対策を大幅に進捗	国 都道府県	農林水産省

31	治山	海岸防災林 (南海トラフ 地震防災対 策推進地 域、日本海 溝・千島海溝 周辺海溝型 地震防災対 策推進地域 に位置する ものに限 る。)	国土強靱化緊急森林 対策(海岸防災林)	台風21号等による高潮被害が発生していることを踏まえ、海岸防災林において、その生育状況、付帯施設の健全度の緊急点検を行い判明した、保安林機能の低下した海岸防災林において植栽や防潮堤の設置等により海岸防災林を整備する。	海岸防災林の整備:約50km	2020年度まで	災害発生危険性を低減するため、緊急的に整備が必要な海岸防災林約50kmにおいて、海岸防災林の整備を大幅に進捗	国 都道府県	農林水 産省
32	治山・ 森林	治山施設 森林	国土強靱化緊急森林 対策(流木対策)	平成29年九州北部豪雨による流木災害を踏まえ緊急点検により抽出された、緊急的・集中的に流木対策が必要な地区において、流木捕捉式治山ダムの設置、間伐等の森林整備等の流木対策を推進する。	緊急的・集中的に流木対策が必要な地区:約700箇所	2020年度まで	流木災害発生危険性を低減するため、緊急的に整備が必要な荒廃森林約700箇所において、流木対策を大幅に進捗	国 都道府県 市町村 等	農林水 産省
33	森林	森林	国土強靱化緊急森林 対策(森林整備対策)	平成30年7月豪雨等により山地災害が多発していることを踏まえ、山地災害危険性が高い地区等の周辺森林において、その荒廃状況、林道の健全性、迂回路機能の緊急点検を行い、荒廃した森林や改良が必要な林道について、森林造成や間伐等の森林整備、林道の改良整備を実施する。	<森林整備> 荒廃した森林における間伐等の森林整備:約2,000箇所 <林道改良整備> 林道の改良整備:約300箇所	2020年度まで	<森林整備> 災害発生危険性を低減するため、緊急的に整備が必要な荒廃森林約2,000箇所において、間伐等の森林整備対策を大幅に進捗 <林道改良整備> 被災危険性を低減するため、緊急的に改良整備が必要な林道約300箇所において、改良整備を大幅に進捗	国 都道府県 市町村 等	農林水 産省
34	環境	公園事業施 設等	自然公園等施設に 関する緊急対策	平成30年7月豪雨災害等を踏まえ、全国の自然公園事業等の施設を対象に利用者の安全の確保等に関する緊急点検を行い、人命や国土荒廃の防止の面で課題がある施設324カ所について、人命に対応した皇居外苑の石垣の補修、緊急退避所となる避難小屋等の改修、国土荒廃防止に対応した法面崩落防止に資する整備等の緊急対策を実施する。	国立公園(34公園)約255カ所、国定公園等(56公園)約60カ所、国民公園(4公園)約10カ所	2020年度まで	利用者の安全対策、施設等の脆弱性対策、国土荒廃の防止により、利用者の重大事故の発生件数をゼロ	国、都道府県、市町村	環境省
35	河川	鉱害防止施 設	休廃止鉱山鉱害防止 等工事に関する緊急 対策	休廃止鉱山の集積場の耐震化調査で耐震基準に不適合であった集積場の対策工事、及び外部有識者による鉱害防止技術委員会にて早急に対策すべき坑道対策工事等のうち、特に緊急性の高い事業について対策を実施する。対策を講ずることによって、農地・森林等の被害による国土の荒廃を防止する。	集積場対策工事:4カ所 坑道対策工事:1カ所	2020年度まで	農地・森林等の被害による国土の荒廃を防止(集積場の安定化、排出基準等管理基準の遵守)するため、集積場4カ所、坑道1カ所での対策を完了	地方公共団体	経済産 業省
36	森林	森林	指定管理鳥獣捕獲等 に関する緊急対策	指定管理鳥獣(ニホンジカ等)の生息数の増加、生息域の拡大により森林等における食害等の被害が深刻化しており、それに伴う表土流出等の国土荒廃を防ぐため、生息密度が特に高い地域について、都道府県による積極的な捕獲等の緊急対策を実施する。	適正な生息密度管理のため、生息密度が特に高い地域を予定	2020年度まで	食害等による森林の表土流出等を防止するため、適正な生息密度を維持できるよう、都道府県毎の捕獲目標を達成	都道府県	環境省
37	市街 地・道 路	市街地、道 路等	地籍調査緊急対策	近年の気象の急激な変化に伴う土砂災害や洪水等を踏まえ、土砂災害警戒区域等の今後災害が想定される地域において、市町村等が実施する地籍調査に対して国庫負担金を重点的に交付する。	土砂災害や洪水等の被災想定区域 約360km ²	2020年度まで	今後災害が想定される地域のうち、特に緊急性が高い地域として、土砂災害や洪水等の被災想定区域約360km ² における地籍調査を概ね完了	市町村等	国土交 通省
38	道路・ 河川・ 砂防	道路、河川、 砂防等	長期相続登記等未了 土地解消対応に係る 緊急対策	道路整備及び治水・砂防対策等の事業の実施や迅速な復旧・復興に支障となっている所有者の不明な土地の解消を図るため、約14万筆の長期にわたり相続登記が未了となっており、現在の所有者を把握することが困難な土地(長期相続登記等未了土地)について所有者を調査し、その結果を登記記録に記録するとともに、事業を実施しようとする者に提供する。	長期相続登記等未了土地解消対応に係る緊急対策:約14万筆	2020年度まで	長期相続登記等未了土地の約14万筆全てについて調査を実施	国	法務省

(2) 救助・救急、医療活動などの災害対応力の確保

No.	分野	対象インフラ	緊急対策名	緊急対策の概要	対策箇所数	緊急対策期間	達成目標	実施主体	府省庁名
39	防衛	自衛隊施設	自衛隊施設に関する緊急対策	平成30年大阪北部地震等を踏まえ、自衛隊施設のうち、災害対応における重要な拠点について、耐震化状況、老朽化状況及び自家発電機の設置状況等の緊急点検を行い、自衛隊の迅速かつ適切な任務の遂行に支障を生じる恐れのある施設が判明したことから、耐震化対策に係る整備を約10施設、老朽化対策に係る整備を約40施設及び電力供給能力向上に係る整備を約30施設実施する。	<耐震化対策に係る整備> 対象施設: 約10施設 <老朽化対策に係る整備> 対象施設: 約40施設 <電力供給能力向上に係る整備> 対象施設: 約30施設	<耐震化対策に係る整備> 2020年度まで <老朽化対策に係る整備> 2020年度まで <電力供給能力向上に係る整備> 2020年度まで	<耐震化対策に係る整備> 災害発生時における施設の機能を維持・強化するため、耐震化対策に係る整備を概成 <老朽化対策に係る整備> 災害発生時における施設の機能を維持・強化するため、老朽化対策に係る整備を概成 <電力供給能力向上に係る整備> 災害発生時における施設の電力供給能力を向上させるため、自家発電機の整備を概成	国	防衛省
40	防衛	防災関係資機材等	自衛隊の防災関係資機材等に関する緊急対策	災害派遣時における救援活動に必要な資機材等について、老朽化に起因した機能上の不具合や、救援活動の充実強化という観点を踏まえ、速やかに整備する必要があることから、機能上の不具合等がある資機材等が置かれている全国の駐屯地等について、資機材等の整備、通信機器等の整備及び車両等の整備に係る緊急対策を実施する。	<資機材等の整備> 対象施設: 老朽化に起因した機能上の不具合等がある資機材等が置かれている全国の駐屯地等 <通信機器等の整備> 対象施設: 老朽化に起因した機能上の不具合等がある通信機器等が置かれている全国の駐屯地等 <車両等の整備> 対象施設: 老朽化に起因した機能上の不具合等がある車両等が置かれている全国の駐屯地等	<資機材等の整備> 2020年度まで <通信機器等の整備> 2020年度まで <車両等の整備> 2020年度まで	あらゆる災害への対応に万全を期すため、対象施設の資機材等、通信機器等及び車両等の整備を大幅に進捗	国	防衛省
41	警察	災害対策に必要な資機材	警察における災害対策に必要な資機材に関する緊急対策	平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震等を踏まえ、災害対策に必要な資機材の整備状況等の緊急点検を行い、災害時における救出救助、行方不明者の捜索、被災地の安全確保等の業務に適切に対応するための資機材の充実強化の必要性が認められた全47都道府県警察について、救命ボート、バックホウ等の災害対策に必要な資機材を整備する緊急対策を実施する。	全47都道府県警察における災害対策に必要な資機材	2020年度まで	全47都道府県警察において、緊急点検の結果判明した災害対策に必要な資機材の整備を完了	国 都道府県	警察庁
42	警察	警察用航空機等	警察用航空機等に関する緊急対策	平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震等を踏まえ、警察用航空機、警察用船舶及び警察用車両の整備状況について緊急点検を行い、早急に更新が必要な老朽化が進んだ警察用航空機4機、警察用船舶3隻、警察用車両約3,800台について、更新整備を行う緊急対策を実施する。	<航空機整備> 警察用航空機 4機 <船舶整備> 警察用船舶 3隻 <車両整備> 警察用車両 約3,800台	2020年度まで	<航空機整備> 老朽化した警察用航空機4機の更新整備を完了 <船舶整備> 老朽化した警察用船舶3隻の更新整備を完了 <車両整備> 老朽化した警察用車両約3,800台の更新整備を完了	国	警察庁
43	警察	警察用航空機の資機材	警察用航空機の資機材に関する緊急対策	平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震等を踏まえ、全国の警察用航空機の資機材について、災害対応能力等の観点から点検を行い、夜間撮影用資機材の整備の必要性が判明した16道府県警察及び救難救助用連絡資機材の整備の必要性が判明した全47都道府県警察について、これら資機材の整備を行う緊急対策を実施する。	<夜間撮影用資機材整備> 資機材整備が必要な16道府県警察 <救難救助用連絡資機材整備> 全47都道府県警察	2020年度まで	<夜間撮影用資機材整備> 16道府県警察においてヘリテレの夜間撮影用資機材の整備を完了 <救難救助用連絡資機材整備> 全47都道府県警察において救難救助用連絡資機材の整備を完了	国	警察庁
44	警察	通信施設	警察情報通信基盤の耐災害性等に関する緊急対策	平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震等を踏まえ、無線中継所について耐震強度、経年劣化、災害対応能力等の観点から緊急点検を行い、建替えの必要性が判明した1か所及び非常用電源設備の更新の必要性が判明した約180か所について必要な措置を講じる緊急対策を実施する。	<耐震強度不足の無線中継所の建替え整備> 1か所 <非常用電源設備の更新> 約180か所	2020年度まで	<耐震強度不足の無線中継所の建替え整備> 耐震強度不足の無線中継所1か所の建替えを完了 <非常用電源設備の更新> 無線中継所約180か所で非常用電源設備の更新を完了	国	警察庁
45	警察	通信機器等	警察情報通信設備・機器の整備等に関する緊急対策	平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震等を踏まえ、警察情報通信設備・機器等について経年劣化、災害対応能力等の観点から緊急点検を行い、設備・機器の更新、増強の必要性が認められた全47都道府県警察及び各地方機関について、災害対応能力が強化された無線システムへの更新等の緊急対策を実施する。	全47都道府県・各地方機関における警察情報通信設備・機器	2020年度まで	全47都道府県警察及び各地方機関において、システムや資機材の更新・増強を大幅に進捗	国	警察庁

46	警察	警察施設	警察施設の耐災害性等に関する緊急対策	平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震等を踏まえ、警察施設に関する耐震強度、経年劣化、災害対応能力等について緊急点検を行い、建替え整備や耐震改修の必要性が判明した警察署等約40施設、非常用電源設備の整備・改修の必要性が判明した警察署等約10施設等について必要な措置を講じる緊急対策を実施する。	<p><警察施設の老朽化対策> 建替え又は耐震改修:警察署等約40施設 その他設備等の改修:約80施設 <非常用電源設備の整備・改修> 警察署等約10施設</p>	2020年度まで	<p><警察施設の老朽化対策> 警察署等約40施設において建替え又は耐震改修を行うなど必要な措置を概ね完了 <非常用電源設備の整備・改修> 警察署等約10施設において非常用電源設備の整備・改修を概ね完了</p>	国 都道府県	警察庁
47	消防	車両等	大規模風水害・土砂災害に対応するための緊急消防援助隊に関する緊急対策	平成30年7月豪雨での浸水地域における救助活動や夏季の過酷な気象条件下での長期の活動、北海道胆振東部地震での土砂崩れ等による救助活動が難航したこと等の課題を踏まえ、浸水地域や土砂崩落現場で活動する特殊車両など、効果的な消防活動に必要な車両・資機材を整備するとともに、消防機関の対応能力向上のため、実践的な実動訓練を行う。	津波・大規模風水害対策車 全地形対応車及び搬送車 重機及び重機搬送車 高機能救命ポート 映像伝送システム 教育訓練用資機材	2020年度まで	災害対応能力を向上させるため、大規模風水害等に対応した車両・資機材の整備を大幅に進捗	国	総務省
48	消防	車両等	大規模災害に対応するための航空消防防災体制に関する緊急対策	近年多発する大規模災害を踏まえて、被害状況の早期把握・孤立地域での救助活動などで活用される消防・防災ヘリコプターの運航の安全性向上と航空消防防災体制の充実強化を図る。	<p><地上端末の配備等> 50台程度 <警告機能の追加> 1式程度</p>	2020年度まで	消防・防災ヘリコプターの安全性を向上させるために、航空消防防災体制を充実強化するとともに、ヘリコプター動態管理システムの未整備地域へ新規配備を完了	国	総務省
49	消防	車両等	地域防災力の中核を担う消防団に関する緊急対策	平成30年7月豪雨等における消防団の救助活動において、災害が広範囲にわたり、現場の機動力や救助用資機材の不足が課題となったことから、消防団の災害対応能力の向上を図るため、訓練用の車両・資機材の無償貸付を行うとともに、資機材の配備率を向上させる緊急対策を実施する。	<p><車両貸付> 200市町村程度 <資機材配備> 1,719市町村</p>	2020年度まで	<p><車両貸付> 災害対応能力を向上させるために、消防団に対する車両の貸付けによる訓練を実施 <資機材配備> 災害対応能力を向上させるために、市町村における対象資機材の「消防団の装備の基準」に基づく配備率を向上</p>	国、市町村(消防団)	総務省
50	災害対応基盤施設	庁舎	災害対策本部設置庁舎及び消防庁舎の災害対応機能確保に関する緊急対策	地方公共団体の災害対策本部設置庁舎及び消防庁舎の非常用電源の確保並びに耐震化に関する緊急対策を実施する。	<p><非常用電源> 140災対本部設置庁舎程度 350消防庁舎程度 <耐震化> 60災対本部設置庁舎程度 490消防庁舎程度</p>	2020年度まで	<p><非常用電源> 地方公共団体の災害対策本部設置庁舎及び消防庁舎における業務継続性を確保するために、非常用電源の確保を大幅に進捗 <耐震化> 地方公共団体の災害対策本部設置庁舎及び消防庁舎における業務継続性を確保するために、耐震化に係る整備を大幅に進捗</p>	地方公共団体	総務省
51	災害対応基盤施設	海上保安施設	海上保安施設に関する緊急対策	平成30年台風21号等に伴う豪雨災害及び北海道胆振東部地震等を踏まえ、災害応急対応に必要な施設(庁舎・航空基地・船艇基地・陸上通信施設)を対象に、老朽化状況、非常用電源設備の設置状況等に関する緊急点検を行い、被災又は停電等により救助・支援活動等に支障を来すおそれがある海上保安施設が約210箇所判明したため、非常用電源設備の設置等の緊急対策を実施する。	<p><老朽化対策等が必要な施設の整備> (1)目視により施設に亀裂等を確認及び現に雨漏り等不具合を生じている船艇基地5箇所 (2)老朽化・冠水・設備不備により業務支障のある海上保安施設:航空基地約10箇所、船艇基地約60箇所、陸上通信施設等約90箇所 <業務継続のための設備の設置等が必要な施設の整備> (1)発動発電機の性能が低下したことにより、長時間停電が発生した場合に通信機能が停止するおそれがある海上保安施設:陸上通信施設等約30箇所 (2)災害等発生時に燃料供給等が確保できず船艇及び航空機の運航に支障を来すおそれのある海上保安施設:船艇基地5箇所、航空基地約10箇所</p>	<p><老朽化対策等が必要な施設の整備> 2020年度まで <業務継続のための設備の設置等が必要な施設の整備> 2020年度まで</p>	<p><老朽化対策等が必要な施設の整備> 海上保安業務に支障を来すおそれのある全ての施設において、業務支障を防止するための施設の整備を完了 <業務継続のための設備の設置等が必要な施設の整備> 海上保安業務に支障を来すおそれのある全ての施設において、業務支障を防止するための施設の整備を完了</p>	国	国土交通省

52	病院	国立大学附属病院施設等	国立大学附属病院等施設の重要インフラ設備に関する緊急対策	平成30年7月豪雨等を踏まえ、国立大学附属病院等施設を対象に、重要インフラ設備(自家発電設備等)の保有状況等の緊急点検を行い、洪水による浸水などの災害発生後の医療継続に重大な支障が生じ得る病院等6機関について、自家発電設備等に対する浸水対策等を実施する国立大学附属病院等を国が支援するなどにより改善する緊急対策を実施する。	6機関	<国立大学附属病院> > 2020年度まで <放射線医学総合研究所病院施設> 2019年度まで	<国立大学附属病院の災害対策> 医療継続に重大な支障のある機関において、医療継続を可能とするため、浸水対策等を概ね完了 <放射線医学総合研究所病院施設の安全対策> 医療継続に重大な支障のある設備において、改善を図るため、施設整備を大幅に進捗	国立大学附属病院等	文部科学省
53	病院	発電施設	災害拠点病院等の自家発電設備の燃料確保に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、全国の災害拠点病院等を対象に非常用発電設備の整備状況等の緊急点検を行った結果、災害時において病院の診療機能を3日程度維持するために必要な設備の増設等が必要な災害拠点病院等に対して、整備に要する経費の一部を支援する。	125病院	2020年度まで	災害時に特に重要な医療機能を担う災害拠点病院等において、病院の診療機能を3日程度維持できる非常用自家発電設備の整備を完了	民間等の災害拠点病院、救命救急センター及び周産期母子医療センター	厚生労働省
54	病院	給水設備	災害拠点病院等の給水設備の強化に関する緊急対策	平成30年7月豪雨等を踏まえ、全国の災害拠点病院等を対象に給水設備の整備状況等の緊急点検を行った結果、災害時において病院の診療機能を3日程度維持するために設備の増設等が必要な災害拠点病院等に対して、整備に要する経費の一部を支援する。	124病院	2020年度まで	災害時に特に重要な医療機能を担う災害拠点病院等において、病院の診療機能を3日程度維持できる給水設備の整備を完了	民間等の災害拠点病院、救命救急センター及び周産期母子医療センター	厚生労働省
55	病院	医療機関	在宅の人工呼吸器使用患者に貸与可能な簡易発電装置に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、自力での移動が困難な在宅患者(訪問診療を受けている者)が使用する人工呼吸器が長期停電時においても稼働できるよう、当該患者を診ている医療機関に対して、停電時に患者に貸し出せる簡易発電装置の整備に必要な経費の一部を補助する。	訪問診療が必要な人工呼吸器使用患者を診ている医療機関	2020年度まで	在宅で人工呼吸器を使用し、訪問診療を受ける患者が、電力不足により、医療提供に空白が生じないようにするため、簡易発電装置の整備を完了	医療機関	厚生労働省
56	病院	病院	病院の耐震整備に関する緊急対策	病院の耐震改修状況については、毎年度調査を行い、災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率は平成29年9月時点で89.4%、病院全体の耐震化率は72.9%であり、いずれもまだ十分とはいえない。このため、未耐震の災害拠点病院や救命救急センター等の救急医療を担っている病院及び耐震性が特に低い建物(Is値0.3未満)を有する病院等の耐震整備に対する支援を行う。	未耐震の病院	2020年度まで	病院の耐震整備に関する緊急対策も踏まえ、病院全体の耐震化率80%以上を達成	民間等の病院(災害拠点病院や救命救急センター等の救急医療を担っている病院及び耐震性が特に低い建物(Is値0.3未満)を有する病院)	厚生労働省
57	通信	情報システム	広域災害・救急医療情報システム(EMIS)を活用した情報収集体制の強化に関する緊急対策	平成30年7月豪雨や平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、災害時に被災した医療機関の支援に必要な情報を十分に把握するため、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の操作性・機能の改善、情報入力項目の追加等のシステム改修等を行う。	広域災害・救急医療情報システム(EMIS)一式	2020年度まで	広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の操作性・機能の改善、情報入力項目の追加等のシステムの改修等を完了	国	厚生労働省
58	病院	医療情報のバックアップシステム	国立大学附属病院の医療情報システムデータバックアップ体制に係る緊急対策	東日本大震災を契機として、医療情報のバックアップを行うことの必要性がこれまで以上に認識されているところ、平成24年度補正予算におけるバックアップデータ災害時Web参照システムの構築後、定期的フォローアップを行ってきたが、設置後時間が経過し、データ量の増大やサーバ等の耐用年数超過に対応するため、これらシステムの更新・機能強化等の緊急対策を実施する。	国立大学附属病院:45箇所	2019年度まで	東西2拠点に置いたバックアップデータ災害時Web参照システムを更新完了し、全ての国立大学附属病院で継続して診療情報のバックアップを実施することで災害時の医療情報喪失ゼロとする	国立大学法人東京大学	文部科学省
59	災害対応基盤施設	原子力災害医療機関の施設設備	原子力災害医療機関の施設に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、高度被ばく医療支援センターのうち、特に重篤な内部被ばく患者等の受け入れ拠点となる1カ所について、内部被ばくの治療に必要な施設設備に老朽化・狭隘等の課題があることから、当該施設の整備に関する緊急対策を実施する。	重篤な内部被ばくの治療に必要な線量評価を行うことができる施設の整備:1カ所	2019年度まで	高度被ばく医療支援センター(1カ所)において、線量評価など一般の医療機関では対応が困難な重篤な内部被ばく患者の迅速かつ効果的な治療を可能とするため、内部被ばく患者治療施設の整備を完了	高度被ばく医療支援センターに指定されている機関	環境省
60	衛生	発電施設	国立感染症研究所の自家発電機等に関する緊急対策	北海道胆振東部地震を踏まえ、国立感染症研究所において、停電が長期間に及んだ場合、重篤感染症発生時の診断及び検査に支障が生じることから、停電時における業務継続に必要な自家発電機等について緊急点検を行い、国立感染症研究所のBCPで規定している3日間の停電に対応できない自家発電機が2台、燃料備蓄タンクの容量が3日間の稼働には不足するものが1基あると判明したため、3日間の停電に対応できる自家発電機の改良・更新を行い、燃料備蓄タンクの交換等の緊急対策を実施する。	自家発電機の改良・更新:2台 燃料備蓄タンクの交換:1基 研究棟外壁の防水塗装:3棟 空調機のオーバーホール:39箇所	2019年度まで	国立感染症研究所の3庁舎において、3日間自家発電機で運用可能な状態とし、業務継続に必要な環境を整備するため、自家発電機の更新等を完了	国	厚生労働省
61	衛生	保健所	保健所の自家発電設備に関する緊急対策	地域における健康危機管理の拠点であり、避難所や在宅の住民の医療、保健、福祉のニーズに対応する中心拠点である保健所を対象に、災害により停電が生じた場合を想定し、緊急点検を行った。点検の結果、自家発電設備がない施設及び機能が不十分な施設が存在が判明したため、自家発電設備の整備に必要な支援を実施する。	345箇所	2020年度まで	地域における健康危機管理の拠点であり、避難所や在宅の住民の医療、保健、福祉のニーズに対応する中心拠点である保健所について、その機能を3日程度維持できる体制を確保	都道府県、保健所設置市、特別区	厚生労働省

62	福祉	社会福祉施設	社会福祉施設等の非常用自家発電設備に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、停電時に医療的配慮が必要な入所者等の安全を確保するため、社会福祉施設等の非常用自家発電設備の整備状況の点検の結果を踏まえ、現在未整備であり、今後整備予定のある施設約1,176箇所について、非常用自家発電設備整備の緊急対策を実施する。	整備状況の点検の結果、非常用自家発電設備がなく、今後整備予定のある施設約1,176箇所 ＜児童関係施設等＞ 約10箇所 ＜障害児者関係施設＞ 約298箇所 ＜高齢者関係施設＞ 約861箇所 ＜その他関係施設＞ 7箇所	2019年度まで	非常用自家発電設備の整備予定がある社会福祉施設等約1,176箇所全て対策完了	都道府県、市区町村	厚生労働省
63	災害対応基盤施設	矯正施設等	矯正施設等の耐震・老朽化等への緊急対策	平成30年7月豪雨及び北海道胆振東部地震において矯正施設は、地域の避難所的役割を果たしているが、老朽化した工作物等に被害が発生したことを踏まえ、施設の耐震及び老朽化等の状況の緊急点検を行ったところ、緊急的・優先的に対策が必要な施設が約50施設判明したため、これらに対応した施設整備等の緊急対策を実施する。	＜施設整備等＞ 緊急的・優先的に耐震・老朽化等への対策が必要な施設 :矯正施設等約50施設	2020年度まで	防災・減災に対する万全の体制を構築するため、緊急的・優先的に耐震・老朽化等への対策が必要な約50施設について所要の対策を概ね完了	国	法務省
64	災害対応基盤施設	矯正施設の監視システム設備等	矯正施設監視システム設備等の機能確保に関する緊急対策	平成30年7月豪雨及び北海道胆振東部地震において矯正施設は、地域の避難所的役割を果たしているが、大規模停電等が発生したことを踏まえ、全国の矯正施設約210施設において、監視システム設備等の安定稼働を図るとともに、地域住民の避難所的役割としての必要な機能を確保等する。	＜長時間の大規模停電等により監視システム設備等の安定稼働が困難となり、また、地域住民の避難場所等として、避難所的役割や機能の確保等が困難になるおそれがある施設＞ 約210施設	2020年度まで	全国の矯正施設約210施設において、災害発生時においても、監視システム設備等の安定稼働及び地域住民の避難所的役割としての必要な機能を確保等するため、監視システム等の更新を完了	国	法務省
65	環境	ソフト	熱中症予防のための緊急対策	平成30年夏季の記録的な酷暑や7月豪雨等の災害時における熱中症の発生が問題となり、災害時における熱中症対策に関する情報提供等の課題が見つかったことから、同様の夏季の災害の発生に備えるために、大地震や豪雨災害等によって避難所等に避難した方々、ボランティアなどに接する者や施設管理者等へ熱中症対策に係る情報を効果的に提供出来るよう、熱中症予防情報の発信体制の強化やシンポジウム等知見提供の機会の増加や優良事例の展開等の緊急対策を実施する。	自治体等担当者向けシンポジウム:2カ所 普及啓発資料の自治体等への配布:全国約140自治体(都道府県、政令指定都市、中核市、保健所政令市、特別区)等 熱中症予防強化月間イベント:3カ所 暑さ指数(WBGT)の算出体制の強化:暑さ指数(WBGT)算出システム 1カ所	2020年度まで	熱中症予防情報の発信体制の強化を完了。また、夏季までに、災害時も含めた熱中症対策を実施する自治体の割合を100%にする	国、自治体の熱中症対策担当者、民間事業者等	環境省
66	災害対応基盤施設	地下街	全国地下街における安全な避難等に関する緊急対策	平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震等を踏まえ、全国の地下街を対象に点検を行い、 ・利用者等の安全な避難に支障が生じる恐れのある箇所 ・帰宅困難者受入施設として適切な機能を発揮できない恐れのある箇所 ・複数の地下街等で構成される地域において連携して実施すべき防災対策(避難誘導対策等)が不十分である箇所の約10カ所について、避難誘導看板や止水板の設置、耐震改修、非常用発電設備、備蓄倉庫の整備等の緊急対策を実施する。	避難誘導看板や止水板の設置、耐震改修、非常用発電設備、備蓄倉庫の整備等:約10カ所	2020年度まで	緊急点検を実施した地下街において、避難誘導看板や止水板の設置等により、発災時における利用者等の安全な避難や帰宅困難者受入施設としての適切な機能の確保に必要な対策を完了	民間等の地下街管理会社	国土交通省
67	災害対応基盤施設	エレベーター	防災拠点施設となる民間高層建築物のエレベーターの地震対策に関する緊急対策	平成30年大阪北部地震等を踏まえ、防災拠点施設となる民間の高層建築物(20階建て以上)に設置されたエレベーターを対象に、地震対策の実施状況の緊急点検を行い、地震により閉じ込めや、故障等による長期の運転休止が起こるおそれのあるエレベーターについて、地震時管制運転装置の設置、主要機器の耐震補強措置を実施するなど、エレベーターの地震対策の促進に係る対応方策を実施する。	エレベーター 約400台	2020年度まで	防災拠点施設となる民間の高層建築物(20階建て以上)に設置されたエレベーターの地震対策を概ね完了	民間建物所有者	国土交通省
68	災害対応基盤施設	広域防災拠点(都市公園)	広域防災拠点となる都市公園に関する緊急対策	平成30年7月豪雨等を踏まえ、広域防災拠点となる都市公園(141箇所)を対象に点検を行った結果、司令塔機能等の中枢的機能に著しい支障を来している箇所は確認されなかった。 一方で、近年の激甚化する災害を踏まえ、今般と同規模の災害が発生した場合でも中枢的機能を十分に発揮するために、機能強化を図る必要がある約60公園について、非常用発電設備の整備、施設の嵩上げ、法面崩壊対策、耐震改修、備蓄倉庫整備、拠点施設へのアクセス確保等の緊急対策を実施する。	＜停電対策＞ 非常用発電設備の整備等:約20公園 ＜豪雨・浸水・暴風、地震対策等＞ 施設の嵩上げ、法面崩壊対策、耐震改修、備蓄倉庫整備、拠点施設へのアクセス確保等:約50公園	2020年度まで	全ての広域防災拠点となる都市公園において、今般と同規模の災害が発生した場合でも司令塔機能等の中枢的機能を十分に発揮するための機能強化を完了	国、都道府県、市町村	国土交通省

69	災害対応基盤施設	通信施設	自治体庁舎等における非常用通信手段の確保に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震等において、地上の電話網が途絶し、唯一残された衛星通信回線を用いて被害情報の把握を行った市町村が複数あったことから、全国の都道府県、市町村、消防本部を対象に、非常用通信手段の整備状況等の緊急点検を行った。 点検の結果、地上通信網が被災した際に使用可能な衛星通信回線を用いた非常通信手段が確保されていない拠点が存在することが判明したことから、衛星通信設備の整備等に係る緊急対策を実施する。	都道府県1箇所程度(モデル事業)、市町村、消防本部の庁舎200箇所程度(地方公共団体による整備)	<モデル事業> 2018年度まで <地方公共団体における衛星通信設備の整備等> 2019年度～2020年度まで	各市町村、消防本部において災害時に地上通信網が不通になっても利用可能な通信手段を確保するため、衛星通信設備の整備を大幅に進捗	国(モデル事業)、都道府県、市町村、消防本部	総務省
70	通信	衛星携帯電話	災害対策用衛星携帯電話に係る緊急対策	平成30年7月豪雨や北海道胆振東部地震等を踏まえ、災害時に総務省・総合通信局等から地方公共団体等に貸与している衛星携帯電話について、使用環境の改善等が必要と判明したことから、バッテリー交換、蓄電池の整備、屋内利用設備の整備等を実施する。	<バッテリーの交換> 約60台 <蓄電池の整備> 約10台 <屋内利用設備の整備> 約60台	2019年度まで	<バッテリーの購入・交換> 総務省・総合通信局等に配備された衛星携帯電話の劣化したバッテリーの交換による使用環境を改善するために、衛星携帯用バッテリーの整備を完了 <蓄電池の整備> 迅速貸与のため、総務省・総合通信局等へ分散配備 商用電源喪失時の衛星携帯電話の継続使用を可能とするために、衛星携帯電話用蓄電池の整備を完了 <屋内利用設備の整備> 迅速貸与のため、総務省・総合通信局等へ分散配備 貸与した衛星携帯電話による屋内通信を可能とするために、専用Wi-Fiルータ等の整備を完了	国	総務省
71	災害対応基盤施設	官署施設等	法務省の官署施設等の耐震・老朽化等への緊急対策	法務省の官署施設等では多数の来庁者がいるため、大地震等により施設が倒壊した場合、多数の人命に影響を与えるおそれがあることから、北海道胆振東部地震及び平成30年7月豪雨災害等を踏まえ、施設の耐震及び老朽化等の状況の緊急点検を行ったところ、緊急的・優先的に対策が必要な施設が約100施設判明したため、これらに対応した施設整備等の緊急対策を実施する。	緊急的・優先的に耐震・老朽化等への対策が必要な施設:法務省官署施設等約100施設	2020年度まで	防災・減災に対する万全の体制を構築するため、緊急的・優先的に耐震・老朽化等への対策が必要な約100施設について所要の対策を概ね完了	国民間	法務省
72	通信	衛星電話	衛星携帯電話等による通信確保に関する緊急対策	平成30年7月豪雨災害等を踏まえ、全国の法務省の官庁施設を対象に衛星携帯電話の通信状況及び劣化状況等に関する緊急点検を行い、電波捕捉不能等の故障が判明し、通信機能に支障が生じている約1,260台について、衛星携帯電話を更新する緊急対策を実施する。 また、配備している衛星携帯電話は、衛星との通信が建物、壁、山、樹木等の障害物で遮断されてしまうところ、台風や豪雨災害等により屋外で使用する事が困難である場合であっても、法務本省、検察庁、各管区施設等約120施設においては、災害応急・復旧対応について、緊密・迅速・頻りに連絡をとることが可能な体制を強化するため、安定的な通信を可能とするIP無線機を導入する緊急対策を実施する。	通信機能に支障が生じている衛星携帯電話:約1,260台 災害応急時等に安定的な通信を可能とするIP無線機:約120台	2020年度まで	通信機能に支障が生じている衛星携帯電話約1,260台の更新を完了 管区施設等と本省等とが非常時に安定的な通信を可能とするIP無線機約120台の導入を完了	国	法務省
73	教育	練習船	国立大学の練習船を活用した災害支援体制の整備に関する緊急対策	現在、国立大学において保有している練習船について、大規模災害時に、国土交通省等の関係機関からの要請に基づいた災害支援が可能となるよう体制整備に係る緊急支援を実施する。	大規模災害発生時に支援を行うことが可能な練習船の整備:国立大学の保有する練習船2隻	2020年度まで	大規模災害によって陸上からの食料・飲料水・電力等の供給が停止した場合に、国土交通省等の関係機関からの要請に基づき、国立大学の練習船が海上から支援を行える体制を構築する。国立大学の保有する練習船2隻について対策を完了	国立大学法人	文部科学省
74	災害対応基盤施設	自家発電設備、受変電設備等	災害応急対策の活動拠点となる官庁施設に関する緊急対策	平成30年台風21号、北海道胆振東部地震等を踏まえ、災害応急対策の活動拠点となる官庁施設の自家発電設備、受変電設備等について緊急点検を行い、大規模停電や豪雨災害が生じた際に、浸水や容量不足、故障などによる災害応急対策活動への支障のおそれがあり、緊急にハード対策が必要な15施設程度について、支障のおそれを解消するための自家発電設備、受変電設備改修等の緊急対策を実施する。	自家発電設備、受変電設備改修等:15施設程度	2020年度まで	災害応急対策の活動拠点となる官庁施設(緊急にハード対策が必要なもの)において、自家発電設備、受変電設備改修等の対策を概ね完了	国	国土交通省
75	災害対応基盤施設	庁舎自家発電施設	国土交通省の庁舎自家発電施設の緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震による北海道全域の停電を踏まえ、庁舎自家発電施設の状況等について緊急点検を行い、災害対応拠点としての機能維持に支障を及ぼす危険箇所が判明した施設について、施設改修の緊急対策を実施する。	災害対応拠点としての機能維持に支障を及ぼす庁舎自家発電施設:1カ所	2018年度まで	災害対策拠点としての機能維持に支障を及ぼす庁舎自家発電施設をゼロにする 災害対策拠点として機能維持を図るための電力が確保されている庁舎の割合 現状:90.9% →達成目標100%(2018年度)	国	国土交通省
76	観測	監視設備(沖ノ鳥島)、官庁施設	沖ノ鳥島の監視設備の電源系統冗長性等に関する緊急対策	台風第8号による監視設備の損傷を踏まえ、沖ノ鳥島の監視・観測設備等について緊急点検を行い、沖ノ鳥島で現在実施している観測拠点施設の更新に合わせ、通信回線の二重化や電源設備の管理高度化等の緊急対策を実施する。	通信回線の二重化や電源設備の管理高度化等の必要な設備	2018年度まで	観測拠点施設の更新に合わせ、通信回線の二重化や電源設備の管理高度化等を行い、必要な対策を概ね完了	【沖ノ鳥島】 ①国	国土交通省

77	人材	各種インフラ等	防災・減災、国土強靱化を担う建設業の担い手確保等に関する緊急対策	建設技能者の高齢化が急速に進む中、防災・減災、国土強靱化の推進に支障を来さないよう、処遇改善による担い手確保等の取組を通じて、総合的な対策を実施する。	全国	2020年度まで	防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に掲げられた各種事業の円滑な施工を確保するため、関連の制度改正を視野に、処遇改善による担い手確保等の取組を大幅に進捗	国	国土交通省
78	災害対応基盤施設	官邸、緊急時対応センター(ERC)、緊急事態応急対策拠点施設(OFC)	固定衛星通信設備等に関する緊急対策	平成30年台風21号を踏まえ、緊急時の対策拠点となる官邸、ERC、OFC等に設置している固定衛星通信設備の緊急点検を行い、異常は無かったが18拠点は緊急性が高い経年劣化が確認されたため、速やかに異常気象等にも耐えうる設備更新の緊急対策を実施する。新設する1拠点についても上記を踏まえて実施する。また、8拠点も経年劣化が見受けられたことから今後3ヶ年で設備更新を実施する。また、平成30年7月豪雨等の一連の自然災害を踏まえ、全国のオフサイトセンター(OFC)の建物等について、自然災害に対する被害状況や脆弱性の緊急点検を行ったところ、津波、洪水、土砂災害による被害が想定され、対策が行われていない施設が6施設判明したため、浸水対策施設や砂防施設の整備等の緊急対策を実施する。	<固定衛星通信設備の整備> 対策実施:27拠点 <OFC整備> 自然災害による被害のおそれがあるOFCへの対策実施:6施設	2020年度まで	<固定衛星通信設備の整備> 27拠点の固定衛星通信設備等を全て更新 <OFC整備> 全てのOFCにおいて、自然災害時のOFC機能を維持するため、浸水対策施設や砂防施設の整備等を完了	<固定衛星通信設備の整備> 国 <OFC整備> 道府県	環境省・内閣府
79	災害対応基盤施設	モニタリングポスト	モニタリングポストの機能維持に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震による停電及び台風21号等による水害の影響により生じた、原子力事故の緊急時防護措置用等のモニタリングポストの一時停止や伝送遅れの不具合の発生を踏まえ、道府県が所有するモニタリングポストの電源及び通信の設備の構成、停電が長期化した場合や浸水した場合の代替設置用モニタリングポストの保有状況等の点検を行った。その結果、停電時における非常用電源が十分確保されていないなど、災害時のモニタリング機能の維持に関して約1,000件の課題があることが判明した。これを踏まえ、非常用発電機や可搬型モニタリングポストの整備、多様な通信手段の確保等により、災害時のモニタリング機能の維持に必要な電源及び通信の多重化等の対応方策を実施する。	<モニタリングポスト等の電源及び通信の多重化(平常時の環境放射線の監視及び緊急時の防護措置の判断に使用するもの)> (電源)約140件 (通信)約140件 <電子式線量計等の通信の多重化(緊急時の防護措置の判断に使用するもの)> (通信)約720件	<モニタリングポスト等の電源及び通信の多重化(平常時の環境放射線の監視及び緊急時の防護措置の判断に使用するもの)> > 2020年度まで <電子式線量計等の通信の多重化(緊急時の防護措置の判断に使用するもの)> > 2020年度まで	<モニタリングポスト等の電源及び通信の多重化(平常時の環境放射線の監視及び緊急時の防護措置の判断に使用するもの)> 原子力施設周辺の平常時監視及び緊急時の防護措置の判断に使用するモニタリングポストについて、災害発生時においても、データ伝送経路を維持し、非常用電源で3日間の連続運転を可能とし、その他の方法を組み合わせるなどして1週間以上の連続運転体制の確保を実現するため、電源と通信の多重化を完了 <電子式線量計等の通信の多重化(緊急時の防護措置の判断に使用するもの)> 防護措置の判断に使用する電子式線量計等について、災害発生時においても、データ伝送経路を維持し、1週間程度のデータ伝送を可能とするため、通信の多重化を完了	道府県	環境省・内閣府
80	災害対応基盤施設	放射線測定設備・資機材等	モニタリングポストの機能維持に関する緊急対策等(放射線測定設備・資機材等の整備)	平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、同様の災害の発生に備えるために、 ①国所有の緊急時モニタリングに係る設備、資機材を確実に使用できる状態を維持するためにはモニタリングカーの緊急自動車化や車載機器の更新等が必要である ②道府県で実施される空間放射線測定が途絶しないためには道府県が放射線の常時監視に使用している機器の更新・耐震化等が必要である という課題があり、必要な緊急対策を実施する。	①<緊急時モニタリングに係る国の設備、資機材の整備> ①モニタリングカーの緊急自動車化及び車載機器の更新等:約25台分 ②<モニタリングポスト及びデータ集約システム等の整備> ②-1モニタリングポスト等の更新:約90局 ②-2データ集約システム(テレメータ)の更新、改修:約10式 ②-3モニタリングポスト等の耐震工事:約30局	①<緊急時モニタリングに係る国の設備、資機材の整備> 2019年度まで ②<モニタリングポスト及びデータ集約システム等の整備> 2019年度まで	①<緊急時モニタリングに係る国の設備、資機材の整備> 大規模自然災害発生時においても、国が所有する緊急時モニタリングに係る設備、資機材が確実に使用できる状態を維持するため、モニタリングカーの緊急自動車化や車載機器の更新等について大幅に進捗 ②<モニタリングポスト及びデータ集約システム等の整備> 大規模自然災害発生時においても、道府県が所有する緊急時モニタリングに係る設備、資機材が確実に使用できる状態を維持するため、機器の更新・耐震化等を概成	国 道府県	環境省
81	災害対応基盤施設	放射線防護施設、原子力災害医療施設・設備等	放射線防護施設等に関する緊急対策	自然災害により原子力災害が発生した際においても、安全に一時的な屋内退避を行うための施設や原子力災害医療施設・設備等を整備する等の緊急対策を実施する。	<放射線防護対策等事業> 10道府県約20件 <原子力災害医療施設等整備事業> 11道府県約15件	2018年度	自然災害により原子力災害が発生した際の防災体制を整備するため、早急に行う必要がある10道府県約20件の放射線防護対策等を完了 自然災害により原子力災害が発生した際の防災体制を整備するため、早急に行う必要がある11道府県約15件の原子力災害医療施設・設備等の整備を完了	道府県	内閣府

(3)避難行動に必要な情報等の確保

No.	分野	対象インフラ	緊急対策名	緊急対策の概要	対策箇所数	緊急対策期間	達成目標	実施主体	府省庁名
82	通信	通信インフラ	準天頂衛星システムに関する緊急対策	平成30年7月豪雨等大規模自然災害を踏まえ、準天頂衛星システムを活用した災害時の通信機能の着実な整備の必要性が高まっているところ、衛星開発の効率的な加速化を図り、災害時に確実に通信できる体制を構築するための緊急対策を実施する。	準天頂衛星システム	2020年度まで	準天頂衛星システム5-7号機の開発の効率的な加速化を実現	国	内閣府

83	通信	情報システム設備	Lアラートを活用した災害対応支援システム構築に関する緊急対策	Lアラートの地図化システムにおいて、気象関係情報や他団体の避難情報の発令状況、過去の発令状況の表示等を可能とし、避難指示等の発令の判断からLアラートへの情報発信までの災害対応業務を円滑かつ迅速に行えるよう支援するシステムの構築を早急に進めるため、緊急対策を実施する。	Lアラートの地図化システムを災害対策支援システムに機能拡張する際の標準仕様	2019年度まで	Lアラートの地図化システムを災害対応支援システムに機能拡張する際の標準仕様の策定を完了	Lアラートや都道府県防災情報システムに知見のある民間事業者	総務省
84	災害対応基盤施設	多言語音声翻訳基盤技術	災害時における多言語音声翻訳システムの高度化のための緊急対策	平成30年台風第21号及び北海道胆振東部地震において、訪日外国人等に対する多言語での避難情報等の提供が不十分な面があったので、適切な避難行動が困難な事態が発生したことから、情報提供基盤の抜本的強化に向けて多言語音声翻訳基盤技術を高度化する。	クラウド型多言語音声翻訳システム	2019年度まで	防災関係機関が、クラウド型多言語音声翻訳システムの導入を容易とする環境整備を完了	国	総務省
85	通信	通信施設	パブリックビューイング会場等向けの避難情報の提供に係る緊急対策	重要インフラの緊急点検等を踏まえ、災害時に地域での訪日外国人に対する多言語での避難情報が提供できず、適切な避難行動が困難な事象が生じたことから、大規模災害に備え、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策を集中的に実施する。	映像配信プラットフォームに係る標準仕様	2019年度まで	4K8K等コンテンツの映像配信プラットフォームに避難情報を発信する機能を拡張する際の標準仕様の策定を完了	映像配信プラットフォームに知見のある民間事業者	総務省
86	通信	防災行政無線	高齢者世帯等への確実な情報伝達に関する緊急対策	平成30年7月豪雨を踏まえ、豪雨災害時に速やかに避難することが求められる地域において、避難勧告等の情報が届きにくい高齢者世帯等に確実に情報を伝えられるよう、戸別受信機等を配備することにより、情報伝達の確実性を向上させる緊急対策を実施する。	250市町村程度	2020年度まで	250市町村程度(防災行政無線等の戸別受信機未配備団体)について全て対策を完了	市町村	総務省
87	観測	災害把握のための観測施設・設備	陸域・海域における地震・津波・火山観測網等に関する緊急対策	平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、全国の地震火山観測点及び海底地震・津波観測網等について電力断・回線断等の際のバックアップ体制やシステムの堅牢性等について緊急点検を行い、故障している観測点の復旧や、発災時に常時観測の継続に支障をきたす恐れのある観測点の更新及び観測システムの計画の早期着手の緊急対策を実施する。	<地震観測網の復旧・更新> Hi-net 約70箇所、F-net 約10箇所、K-NET約120箇所 <南海トラフ海底地震津波観測網の構築> 高知県沖～日向灘の海域箇所数標記は困難	<地震観測網の復旧・更新> 2019年度まで <南海トラフ海底地震津波観測網の構築> 2020年度まで	<地震観測網の復旧・更新> 平成30年7月豪雨により特に被害を受けた地域等における緊急対策箇所全ての復旧・更新を完了 <南海トラフ海底地震津波観測網の構築> 防災システム構築の遅滞を阻止するため、早期着手により、システム構築を大幅に進捗	国立研究開発法人防災科学技術研究所	文部科学省
88	観測	観測・監視・通信施設、官庁施設	全国の水文観測・監視施設の緊急対策	平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、全国の河川の水文観測・監視施設等を対象に観測・通信機能の安全性等の緊急点検を行い、浸水や停電により連続的な観測・監視ができなくなる恐れのある水文観測所が約1,100箇所、河川監視カメラが約500箇所等について、浸水・停電対策を実施する。	□水文観測所 ・水文観測所の浸水対策 国管理河川: 約200箇所、 都道府県等管理河川: 約400箇所 ・水文観測所の停電対策 国管理河川: 約200箇所、 都道府県等管理河川: 約400箇所 □監視施設 ・河川監視カメラの停電対策 国管理河川: 約300箇所 ・河川監視カメラの夜間監視不良対策 約200箇所 ・整備局間の通信の増強 10地方整備局等 ・非常用電源設備の増強 9事務所、約60中継所 ・大容量小型移動無線の配備 10地方整備局等、約150事務所	2018年度まで	□水文観測所 浸水や停電により連続的な観測ができなくなる重要な水文観測所の解消 □監視施設 浸水や停電により連続的な監視や通信ができなくなる重要な監視施設・庁舎等の解消	国、都道府県、政令指定都市	国土交通省
89	河川	情報収集	全国の大河川における情報収集に関する緊急対策	平成30年7月豪雨を踏まえ、複数河川で同時に被災が発生した場合又は連続して襲来する台風などに対する情報収集体制についての緊急点検を行い、複数河川で同時に被災が発生した場合等の情報収集体制に課題がある水系について、台風通過後直後のヘリコプターによる情報収集ができない強風下においても飛行可能な全天候型ドローンの整備、災害発生後の二次被害防止のための情報収集効果の高い陸上・水中ドローンの整備の緊急対策を実施する。	全天候型ドローン: 国管理河川 約30台 陸上水中レーザードローン: 国管理河川 約10台	2018年度まで	<全天候型ドローン> 国管理河川において、命を守る堤防等の被害情報の即時収集、伝達を図るため、応援も含めた必要なドローンの配備を概ね完了 <陸上・水中レーザードローン> 国管理河川において、命を守る堤防等の水面下の被害状況を迅速に収集、伝達するため、応援も含めた必要なドローンの配備を概ね完了	国	国土交通省

90	河川	情報基盤	河川情報の提供方法・手段等に関する緊急対策	平成30年7月豪雨を踏まえ、住民自らの行動に結びつく水災害ハザード・リスク情報共有の方法、手段等について緊急点検を行い、監視や周知が必要な氾濫の危険性が高い箇所約3,900箇所、河川情報の空白地帯のある河川約150河川等について、切迫性のある分かりやすい河川情報や危険情報を提供するための緊急対策を実施する。	<p><切迫性のある河川情報の提供></p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視や周知が必要な氾濫の危険性が高い箇所 簡易型河川監視カメラ等の設置(国:約1,700箇所、都道府県:約2,200箇所) 水害リスクラインの構築(一級水系) <p><分かりやすい河川情報の提供></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の一元化の観点から提供する内容の改善が必要なシステム(川の防災情報、DiMAPS、浸水ナビ等) <p><空白地帯のない河川情報の提供></p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域図や洪水ハザードマップが未作成の自治体等 都道府県:約150河川 市町村:約800市町村 ・異常洪水時防災操作を考慮したダム 下流地域の浸水想定図等が必要なダム ①国:約100ダム ②県:約200ダム 	2020年度まで	<p><切迫性のある河川情報の提供></p> <ul style="list-style-type: none"> 氾濫の危険性が高く、人家や重要施設のある箇所において、簡易河川監視カメラ等の設置や水害リスクラインのシステムの構築を完了 <p><分かりやすい河川情報の提供></p> <ul style="list-style-type: none"> 河川情報提供基盤の河川情報の拡充を行うとともに、水害・土砂災害に関する情報を統合表示するシステムを構築完了 <p><空白地帯のない河川情報の提供></p> <ul style="list-style-type: none"> 想定最大規模の洪水浸水想定区域図、洪水ハザードマップの概成 ダム下流地域の浸水想定図の作成を完了するとともに、警報設備の改良等により住民への周知体制の確立を完了 	国、都道府県、政令指定都市、市町村	国土交通省
91	下水道	情報基盤	全国の内水浸水のソフト対策に関する緊急対策	平成30年7月豪雨を踏まえ、内水浸水により人命への影響が懸念される地下街を有する地区について、想定最大規模降雨に対応した内水ハザードマップの作成状況等の緊急点検を行ったところ、作成していない約20地方公共団体について、想定最大規模の内水ハザードマップ等の作成の緊急対策を実施する。	<p><想定最大規模降雨に対応した内水ハザードマップ等の作成></p> <ul style="list-style-type: none"> 想定最大規模降雨の内水ハザードマップ等を作成していない約20地方公共団体 	2020年度まで	内水浸水により人命への影響が懸念される地下街を有する地区において、想定最大規模降雨の内水ハザードマップ等の作成を概ね完了	都道府県、政令指定都市、市町村	国土交通省
92	海岸	情報基盤	高潮対策等のためのソフト対策に関する緊急対策	台風第21号や第24号等を踏まえ、全国において海岸のソフト対策に関する緊急点検を行い、観測体制の強化や津波・高潮浸水想定区域の指定、津波・高潮ハザードマップの作成等の緊急対策を実施する。	<p>観測体制の強化 約30施設</p> <p>調査研究等</p> <p>数件程度</p> <p>浸水想定公表</p> <p>高潮:2020年度までに約30海岸・都道府県</p> <p>ハザードマップ:</p> <p>2020年度までに約50市町村</p>	2020年度まで	<p>■観測体制</p> <p>海岸管理上重要な施設で早期に対策が必要な施設について、欠測防止対策やリアルタイム化のための対策を完了(調査研究等)</p> <p>住民の迅速な避難に資する波浪うちあげ高の観測手法等を確立</p> <p>■浸水想定</p> <p>当面公表の必要性が高い海岸・都道府県について公表が概ね完了</p> <p>■ハザードマップ</p> <p>最大クラスの津波・高潮に備えて緊急の対応を要する市区町村について、ハザードマップの作成を概ね完了</p>	<p>■観測体制</p> <p>【海岸】</p> <p>①国②管理者(調査研究等)</p> <p>国</p> <p>■浸水想定等の推進</p> <p>②都道府県</p> <p>■高潮・津波ハザードマップ</p> <p>③市町村</p> <p>■浸水ナビのデータ拡充</p> <p>①国</p>	農林水産省・国土交通省
93	砂防	情報基盤	土砂災害対策のためのソフト対策に関する緊急対策	平成30年7月豪雨や平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、全国の都道府県及び市町村並びに気象庁において、土砂災害へのソフト対策の取組状況の緊急点検を行い、災害リスク情報の整備が不十分な都道府県及び市町村では、基礎調査の実施、土砂災害ハザードマップの作成、気象庁では、土砂災害警戒判定メッシュの高精度化の緊急対策を実施する。	<p><基礎調査></p> <p>基礎調査の完了:約4万箇所</p> <p><ハザードマップ></p> <p>土砂災害ハザードマップの整備:約250市町村</p> <p><土砂災害警戒判定メッシュ></p> <p>土砂災害警戒判定メッシュの提供・改善が必要なシステム</p>	<p><基礎調査></p> <p>2019年度まで</p> <p><ハザードマップ></p> <p>2020年度まで</p> <p><土砂災害警戒判定メッシュ></p> <p>2018年度まで</p>	<p><基礎調査></p> <p>基礎調査の未了の全箇所について、基礎調査を早期に完了</p> <p><ハザードマップ></p> <p>土砂災害のおそれが高い市町村で土砂災害ハザードマップの作成完了</p> <p><土砂災害警戒判定メッシュ></p> <p>土砂災害発生のおそれがある地区を的確に絞り込んだメッシュ情報の提供・改善を完了</p>	国、都道府県、市町村	国土交通省

94	観測	観測・監視・通信施設、官庁施設	全国の火山の監視カメラ等の緊急対策	平成30年草津白根山の噴火を踏まえ、全国の火山周辺等の監視カメラ等を対象に、電源・通信等の機能確保体制について緊急点検を行い、機能確保体制が脆弱な約150箇所について、監視カメラ等の通信回線や電源設備の多重化、通信・電源の状況を確認するシステムの整備等の緊急対策を実施する。 長期間噴火活動を休止している火口の監視体制について緊急点検を行い、噴火の発生が把握出来ない火口を有する火山が7火山あることから、火山監視カメラ等の整備の緊急対策を実施する。 平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、庁舎の非常用電源の設備状況を緊急点検を行い、非常用電源の不足により庁舎機能が一部停止する5箇所について、庁舎の非常用電源・通信施設等の増強等の緊急対策を実施する。	<カメラの通信回線や電源設備の多重化・電源状況確認機能整備> 監視カメラの電源設備・通信回線の多重化:約150箇所 <監視体制の強化> 監視カメラ等の整備:約10箇所 <庁舎の非常用電源整備> 予備電源設備の整備:約10箇所	<カメラの通信回線や電源設備の多重化・電源状況確認機能整備> 2020年度まで <監視体制の強化> 2018年度まで <庁舎の非常用電源整備> 2019年度まで	<カメラの通信回線や電源設備の多重化・電源状況確認機能整備> 重要な監視カメラの電源・通信の機能確保体制の完成 <監視体制の強化> 草津白根山の噴火を踏まえた監視体制の構築を完了 <庁舎の非常用電源整備> 災害対策拠点施設の非常発電設備完成	国、都道府県	国土交通省
95	観測	気象・地震等観測施設	気象・地震等観測施設の継続性確保に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、気象・地震等の観測施設を対象に、災害時の継続性に係る緊急点検を行い、大規模災害時や停電時等に観測データの収集に支障が生じ、気象・地震等の監視・予測に大きな影響を及ぼすおそれのある施設が約1,300カ所判明したため、これら施設について機能強化や非常時の電源・通信設備等の整備を実施する。	<観測施設の機能強化> 気象レーダーの整備:約10カ所 地域気象観測システムの整備:約1,100カ所 <電源の強化> 観測機器非常用電源設備等の整備:約900カ所 <通信の強化> 観測機器非常用通信設備等の整備:約30カ所 <代替施設の整備> 可搬型観測装置等の整備:約70式	<観測施設の機能強化> 2020年度まで <電源の強化> 2020年度まで <通信の強化> 2018年度まで <代替施設の整備> 2018年度まで	<観測施設の機能強化> 大規模災害発生時においても観測を確実に継続するため、気象・地震等の監視・予測への影響が大きい主要観測施設について、機能強化した施設整備を完了 <電源の強化> 停電時等においても観測を確実に継続するため、気象・地震等の監視・予測への影響が大きい観測施設の非常用電源・通信設備等の整備を完了 <通信の強化> 通信の断絶においても観測を継続するため、気象・地震等の監視・予測への影響が大きい観測施設の観測機器非常用通信設備の整備を完了 <代替施設の整備> 機能が喪失した場合においても早急に機能を復旧させるため、気象・地震等の監視・予測への影響が大きい観測施設について、可搬型観測装置等の整備を完了	国	国土交通省
96	観測	気象業務を維持するための拠点施設	気象業務を維持するための拠点施設の継続性確保に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、気象業務を維持するための拠点施設を対象に、災害時の継続性に係る緊急点検を行い、大規模災害時等において自家発電設備の浸水等により業務の継続が困難になるおそれや、官署間の連絡を行う情報通信設備の冗長性が確保されていない等の課題がある約70カ所の施設について、これら課題に対応した電源設備・情報通信設備等の整備を実施する。	自家発電設備・情報通信設備の整備:約70カ所	2020年度まで	大規模災害時や通信の途絶時等においても気象業務の継続性を確保するため、気象業務を維持するための拠点施設について、自家発電設備・情報通信設備等の整備を完了	国	国土交通省
97	観測	地震・火山等の状況を監視・観測する施設	電子基準点網等に関する緊急対策	北海道胆振東部地震や草津白根山の噴火等、相次ぐ自然災害を踏まえ、地殻変動の監視・観測等の継続性確保に必要な電子基準点網(GNSS連続観測システム)等の強化のための緊急対策を行う。	(1)電子基準点の移設 数件程度 (2)電子基準点網等の強化 千件程度 (3)衛星SARIによる地殻変動監視等の代替・補完機能強化 数件程度 (4)電子基準点網等の運用に関する危機管理体制の強化 必要な体制について引き続き検討	2020年度まで	災害時でも運用を継続し、安定したデータを提供できるよう、電子基準点網等のうち、特に被災リスクの高い施設等について耐災害性強化対策千件程度を概ね完了 地殻変動監視情報等を迅速に提供できるよう、代替、補完機能の強化に必要な対策数件程度を概ね完了	国	国土交通省

98	宅地	情報基盤	<p>宅地の滑動崩落及び液状化のソフト対策に関する緊急対策</p>	<p>平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、全国の地方公共団体を対象に、宅地の滑動崩落及び液状化のソフト対策に関する点検を行い、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模盛土造成地の危険性の把握が不十分な約1,100市区町村 ・液状化の危険性の把握が不十分な約1,700市区町村 <p>について、国による基礎マップの作成や地方公共団体による高度化等の緊急対策を実施する。</p>	<p><滑動崩落対策> 大規模盛土造成地マップの作成・公表: 約600市区町村 大規模盛土造成地の調査: 約500市区町村</p> <p><液状化対策> 液状化ハザードマップの作成・公表: 約1,350市区町村 液状化ハザードマップの高度化: 約350市区町村</p> <p><インフラ等の液状化被害推定手法の高精度化等> 数十箇所程度</p>	<p><滑動崩落対策> 大規模盛土造成地マップの作成・公表: 2019年度まで 大規模盛土造成地の調査: 2020年度まで</p> <p><液状化対策> 2020年度まで</p> <p><インフラ等の液状化被害推定手法の高精度化等> 2020年度まで</p>	<p><滑動崩落対策> 全国の地方公共団体における大規模盛土造成地マップの作成・公表率の目標を上方修正し、前倒しで達成 現状: 66% 現状目標: 70% (2020年) →達成目標: 100% (2019年度)</p> <p>全国の地方公共団体における大規模盛土造成地マップの作成・公表率 100%を達成 大規模盛土造成地の造成年代調査の実施率 100%を達成</p> <p><液状化対策> 全国の地方公共団体における液状化ハザードマップの作成・公表率 100%を達成</p> <p><インフラ等の液状化被害推定手法の高精度化等> 高精度なインフラ等の液状化被害推定手法等を開発し、特に重要なエリアにおけるインフラ等の液状化被害を推定するため、高精度な液状化ハザードマップの作成マニュアルを概成</p>	<p>国、都道府県、政令指定都市、市区町村、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人建築研究所</p>	国土交通省
----	----	------	-----------------------------------	--	--	---	--	---	-------

Ⅱ. 国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持

(1) 電力等エネルギー供給の確保

No.	分野	対象インフラ	緊急対策名	緊急対策の概要	対策箇所数	緊急対策期間	達成目標	実施主体	府省庁名
99	電力	発電設備・送配電網	電力インフラの強靱化に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震によって北海道全域の大規模停電(ブラックアウト)が発生したことを受け、電力広域的運営推進機関に設置された第三者委員会における検証作業も踏まえ、全国の電力インフラ総点検を行った結果、現行の法令等に照らし問題のある設備はないことと、一部においては運用面での対策を講ずることで全体としてはブラックアウトの再発を防止できることなどが確認された。その上で、更なる電力供給の強靱化に向けて、供給力・予備力の確保や地域間連系の強化等に加え、電力・ガス、燃料の安定供給や、サプライチェーン上重要な事業所・工場、生活必需品の生産拠点等の経済活動が継続できるよう、約55万kW分の自家発電設備や蓄電システム、省電力設備の導入等を支援するとともに、情報共有システムを構築する。	約55万kW	2020年度まで	エネルギー需給構造の強靱化のため約55万kW分分散型電源等を導入	都道府県、民間事業者、個人	経済産業省
100	電力	風力発電設備	風力発電の安全確保に関する緊急対策	台風第20号等による風力発電設備の倒壊事故を受けて、倒壊した風力発電設備と同様の構造を有する風力発電設備の安全性について緊急点検を行い、安全性の確認されていないものについては、原因究明を行い、必要に応じて、対策を指示。	約700基の内数	原因究明を行い、必要に応じて、対策を指示	緊急点検で緊急対策を行う必要があるとされた風車の安全対策(対策率100%)	発電事業者	経済産業省
101	燃料	出入荷設備	製油所・油槽所に関する緊急対策	全国の製油所(22箇所)・油槽所(110箇所)について、停電時出荷能力や強靱化(液化・津波対策)の進捗の緊急点検を行い、その結果を踏まえ、大規模災害時にも確実に燃料供給が行えるよう、製油所・油槽所の非常用発電設備の整備・増強や設備の更なる強靱化のための緊急対策を実施する。	非常用発電設備の整備・増強や更なる強靱化対策の必要がある製油所・油槽所	2020年度まで	各地域で災害時にも平時と同程度の燃料の出荷能力を維持するため、非常用発電設備未設置の油槽所や燃料供給の要となる製油所・油槽所において非常用発電設備の整備・増強を大幅に進捗 また、強靱性評価未実施の製油所・油槽所において評価を実施し、その結果を踏まえ強靱化対策を大幅に進捗	石油精製事業者	経済産業省
102	燃料	燃料供給設備	燃料供給上重要なSS(サービスステーション)等に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、全国のSS等における自家発電設備の整備状況及び災害時の緊急配送用ローリーの配備状況の緊急点検を行ったところ、更なる強靱化対策を進めていく必要があることから、SS等における自家発電設備の整備、緊急配送用ローリーの配備等の緊急対策を実施する。	SS等における自家発電設備の整備: 全国約8,000箇所 緊急配送用ローリーの配備: 全国約6,700台	2020年度まで	<SS等における自家発電設備の整備> 停電発生時の燃料需要に対し、十分な燃料供給体制を確保するため、自家発電設備を備えたSS等を全国約8,000箇所整備 <緊急配送用ローリーの配備> 停電発生時の燃料供給要請に対し、機動的に対応できる体制を確保するため、緊急配送用ローリーを全国約6,700台配備	揮発油販売業者等	経済産業省
103	燃料	ガス事業用LNG基地等	ガス事業用LNG基地等に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、全国のガス事業用のLNG基地等へ自家発電設備の設置状況等の緊急点検を実施。長時間停電時、ガス事業者の供給機能を維持するために電気が必要である事業所のうち、自家発電設備等の導入が必要な2事業所、自家発電設備を保有しているが、ガスの長時間連続製造/供給に課題がある22事業所に対し、自家発電設備整備等の緊急対策を実施する。	<自家発電設備等の導入が必要な事業所> 2事業所 <ガスの長時間連続製造/供給に課題がある事業所> 22事業所	2020年度まで	自家発電設備を保有していない全ての事業所及び自家発電設備を保有しているが、ガスの長時間連続製造/供給に課題がある全ての事業所について、自家発電設備等を整備	民間等のガス事業者	経済産業省
104	燃料	球形貯槽等の高圧ガス設備	高圧ガス設備の耐震補強に関する緊急対策	東日本大震災における球形貯槽崩壊の被害をうけ、既存の高圧ガス設備については、最新の基準に適用するよう耐震補強が求められている。今後、南海トラフ巨大地震等、より大きな地震が発生する可能性も指摘されており、当補強については緊急に実施しなければならない。大規模地震対策として、既存の高圧ガス設備を最新の耐震基準に適合させるために補強工事を行う事業者に対し補助を実施する。	石油化学関連設備31基以内、石油精製関連設備9基以内	2020年度まで	既存の高圧ガス設備を最新の耐震基準に適合化させることにより、高圧ガスに係る災害事故による人的被害の抑制、最小化を大幅に進捗(2022年度に耐震対策を完了)	民間事業者	経済産業省
105	電力	再エネ・蓄エネ設備	災害時に役立つ再エネ・蓄エネシステムに関する緊急対策	平成30年の大規模災害を踏まえ、全国の再エネ・蓄エネシステム(太陽光発電、蓄電池等)の破損状況及び災害時の機能発揮状況について緊急点検を行い、発電・蓄電容量の不足及び停電時の自立運転が不可能といった課題が判明したため、大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再エネ・蓄エネシステムの整備等の緊急対策を実施する。	<公共施設> 47都道府県等の避難所等 約250カ所 <民間施設> 災害時の電源確保が必要な施設等 約270カ所	2020年度まで	<公共施設> 平時の温室効果ガス削減のみならず、大規模災害時のエネルギー供給を確保するため、47都道府県等の避難所等約250カ所において、再エネ・蓄エネ設備を導入 <民間施設> 平時の温室効果ガス削減に加え、災害時の機能を確保するため、災害時の電源確保が必要な施設等約270カ所において、再エネ・蓄エネ設備を導入	<公共施設> 都道府県等 <民間施設> 民間団体等	環境省

106	電力	原子力規制検査業務システム及び原子力規制検査ホームページ	原子力規制検査の体制整備に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震等の災害の発生を受けて、同様の災害の発生に備えるために、原子力施設の復旧の状況を確認する検査及び評価に必要な業務システムが未整備で、状況を迅速に国民が共有できないという課題が見つかったため、原子力規制検査業務システム及び原子力規制検査ホームページ整備の緊急対策を行う。	＜原子力規制検査業務システムの構築・整備＞ 原子力規制検査業務システム ＜原子力規制検査ホームページの構築・整備＞ 原子力規制検査ホームページ	2019年度まで	＜原子力規制検査業務システムの構築・整備＞ 検査、評価及び結果の出力に要する期間を縮減するため、実用発電用原子炉に係る原子力規制検査業務システムの構築・整備を完了 ＜原子力規制検査ホームページの構築・整備＞ 検査及び評価の結果に係る公表作業時間を縮減するため、実用発電用原子炉に係る原子力規制検査ホームページの構築・整備を完了	国	環境省
-----	----	------------------------------	----------------------	--	--	----------	--	---	-----

(2)食料供給、ライフライン、サプライチェーン等の確保

No.	分野	対象インフラ	緊急対策名	緊急対策の概要	対策箇所数	緊急対策期間	達成目標	実施主体	府省庁名
107	農業	ダム、頭首工、排水機場、水門、農業用水路、揚水機場	農業水利施設に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、食料の安定供給に不可欠な農業水利施設の操作・監視状況、災害時の機能維持の方策等に係る緊急点検を行い、自然災害などの非常時に農業用水の供給などの本来の機能や施設を安全に管理する機能が失われるおそれがある施設が判明したため、早急な対応が必要な施設について、非常時にもこうした機能を確保するために必要な施設の耐震化等の緊急対策を実施する。	耐震性能や健全度等が十分でなく、非常時に機能を喪失する恐れがあるなど、早急な対応が必要な地区:約1,000地区	2020年度まで	早急に対応が必要な約1,000地区において、自然災害などの非常時に農業用水の供給等の機能を確保するための対策を概成	国、都道府県等	農林水産省
108	農業	卸売市場	卸売市場に関する緊急対策	平成30年台風21号、北海道胆振東部地震等を踏まえ、一定規模以上の卸売市場を対象に、非常用電源の設置状況の緊急点検を行った結果、停電により卸売市場運営に支障の生じる恐れが強く緊急的に対策の必要な市場の存在が判明したため、停電時の電源確保等に向けた緊急対策を実施する。	停電時の電源確保等に向けた対策を実施:約100市場	2020年度まで	卸売市場における生鮮食料品等の安定供給を確保するため、停電により卸売市場運営に支障の生じる恐れが強い市場において、電源確保等に向けた対策を大幅に進捗	地方公共団体、第三セクター、事業協同組合、法人等	農林水産省
109	農業	乳業施設	畜産物の安定供給上重要な畜産関係施設(乳業施設)に関する緊急対策	停電時の対応計画を作成するとともに、作成した対応計画を踏まえ、地域の生乳流通継続のために基幹となる乳業施設の非常用電源設備を導入。これにより、災害時における生乳の持続可能な生産・流通を確保する。	全国の10のブロック	2020年度まで	全国10のブロックで、生乳の持続可能な生産・流通を確保するために必要な停電時の対応計画の作成率100%(2020年度)	指定生乳生産者団体、乳業者等(都道府県、農協など地域の関係者と連携)	農林水産省
110	農業	貯乳施設(クーラーステーション)	畜産物の安定供給上重要な畜産関係施設(貯乳施設(クーラーステーション))に関する緊急対策	停電時の対応計画を作成するとともに、作成した対応計画を踏まえ、地域の生乳流通継続のために基幹となる貯乳施設の非常用電源設備を導入。これにより、災害時における生乳の持続可能な生産・流通を確保する。	全国の10のブロック	2020年度まで	全国10のブロックで、生乳の持続可能な生産・流通を確保するために必要な停電時の対応計画の作成率100%(2020年度)	指定生乳生産者団体、乳業者等(都道府県、農協など地域の関係者と連携)	農林水産省
111	農業	酪農家	畜産物の安定供給上重要な畜産関係施設(酪農家)に関する緊急対策	停電時の対応計画を作成するとともに、作成した対応計画を踏まえ、地域の生乳流通継続のために必要な非常用電源設備を導入。これにより、災害時における生乳の持続可能な生産・流通を確保する。	全国の10のブロック	2020年度まで	全国10のブロックで、生乳の持続可能な生産・流通を確保するために必要な停電時の対応計画の作成率100%(2020年度)	指定生乳生産者団体、乳業者等(都道府県、農協など地域の関係者と連携)	農林水産省
112	農業	食肉処理施設	畜産物の安定供給上重要な畜産関係施設(食肉処理施設)に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、畜産物の安定供給上重要な食肉処理施設(157施設)を対象に緊急点検を行い、大規模停電時に稼働を確保すべき基幹となる食肉処理施設について、停電時の対応計画の作成及び非常用電源設備の導入等により、食肉の持続可能な生産・流通を確保する体制を整備する。	各都道府県において選定した、大規模停電時に稼働を確保すべき基幹となる食肉処理施設のうち、非常用電源設備の導入が必要な施設40施設	2020年度まで	選定された食肉処理施設において、停電時の対応計画の作成率100%(2020年度)	食肉処理業者	農林水産省
113	農業	農業用ハウス	農業用ハウスの災害被害防止に関する緊急対策	本年の豪雨、台風、大雪被害等の多発と被害拡大を踏まえ、十分な耐候性のない可能性のある農業用ハウスの緊急点検を行い、老朽化等により対策が必要な農業用ハウスが判明したため、被害防止計画を策定した上で農業用ハウスの補強等の対策を実施する。	約9,000ha	2020年度まで	対策が必要な約9,000haについて、農業用ハウスの被害防止計画の策定と、補強等の対策を完了	地方自治体等	農林水産省
114	漁港	防波堤、荷さばき所、製氷施設、冷凍・冷蔵施設等	流通や防災上特に重要な拠点漁港における緊急対策	北海道胆振東部地震及び平成30年台風21号を踏まえ、流通や防災上特に重要な漁港を対象に、防波堤等の安全性や荷さばき所等における主要電源の浸水リスク等の緊急点検を行い、発災時に主要施設の倒壊や電源の喪失による被害の恐れが強く緊急的に対策が必要な漁港について、防波堤等の強化や主要電源の浸水対策、非常用電源の設置等の緊急対策を実施する。	約60漁港	2020年度まで	約60漁港で防波堤や岸壁等の機能を強化するため、整備を大幅に進捗 うち約20漁港で荷さばき所等の耐震化や主要電源を確保するため、整備を大幅に進捗	国、都道府県、市町村等	農林水産省

115	水道	水道施設 (取・浄・配水場)	全国の上水道施設 (取・浄・配水場)に関する緊急対策	平成30年7月豪雨災害や平成30年北海道胆振東部地震災害を踏まえ、全国の上水道事業等を対象に、重要度の高い水道施設※の災害対応状況について緊急点検を行い、大規模な断水が生じるおそれがある施設として、(1)停電によるものが139カ所、(2)土砂災害によるものが94カ所、(3)浸水災害によるものが147カ所、(4)2020年度までに耐震化が必要な浄水場3%、配水場4%が判明したため、自家発電設備の設置や対策工事等の緊急対策を実施する。 ※病院等の重要給水施設に至るルート上にある水道施設	<停電対策> 139カ所 <土砂対策> 94カ所 <浸水対策> 147カ所 <地震対策> 3%の浄水場 4%の配水場	2020年度まで	<停電対策> 停電により大規模な断水のおそれが高い基幹となる取・浄水場において、停電対策を概成 <土砂対策> 土砂災害により大規模な断水が生じるおそれが高い取・浄水場において、土砂災害対策を概成 <浸水対策> 浸水災害により大規模な断水が生じるおそれが高い取・浄水場において、浸水対策を概成 <地震対策> 重要度の高い浄水場の耐震化率を3%、配水場の耐震化率を4%引上げ	都府県、市町村等の 上水道事業者及び水道 用水供給事業者	厚生労働省
116	水道	水道管路	全国の上水道管路に関する緊急対策	平成30年7月豪雨災害や平成30年北海道胆振東部地震災害を踏まえ、全国の上水道事業者等において、水道管路の災害対応状況について緊急点検を行い、2022年度までに耐震化すべき基幹管路約8,600kmについて、耐震化のペースを現在の1.5倍に加速させる緊急対策を実施する。	約4,600km	2020年度まで	2018年度以降、年2%(約2,000km)のペースに引上げることで、基幹管路の耐震適合率を38.7%(2016年度末実績)から2022年度末までに50%とする	都府県、市町村等の 上水道事業者及び水道 用水供給事業者	厚生労働省
117	水道	工業用水道施設	工業用水道に関する緊急対策	平成30年7月豪雨や北海道胆振東部地震等における被害状況を踏まえ、全工業用水道事業(243事業)を対象に、洪水による浸水対策、非常用電源設備に関する対策、インフラ施設の耐震化について緊急点検を行い、浸水、耐震化対策等の必要のある事業が判明したため、緊急対策を実施する。	約149事業	2020年度まで	大規模地震や浸水等の大規模災害時においても、工業用水の安定的な供給を確保するため、緊急対策が必要な全ての工業用水道施設において、浸水対策、電源喪失防止対策及び耐震化対策を大幅に進捗 「工業用水道施設の更新・耐震・アセットマネジメント指針」を活用した更新計画策定率の達成目標を引上げ 現状:39%(平成29年度)、 現状目標50%(平成30年度) →達成目標55%(平成32年)	工業用水道事業者(地方 公共団体)	経済産業省
118	電力	独立行政法人所有施設	大規模災害時にトラブル発生の危険性が高い独立行政法人関連設備の緊急対策	国立研究開発法人産業技術総合研究所(産総研)及び独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)の全国の施設において著しく老朽化している設備等の更新・改修を行う。これにより、民間企業との共同受託研究・法執行支援業務・試験評価業務等を継続的に実施できる環境を早急に整備することで、業務停滞による企業の社会経済活動への影響を防止する。産総研では、電力関連設備、給排水関連設備等の改修、NITEでは、老朽設備の改修等工事、大型蓄電池システムでの試験評価施設における試験用資材の保全等のための作業準備棟の早期整備等を行う。	【産総研】 (老朽化対策) 電力関連設備及び給排水関連設備並びに空調設備の改修、外壁・屋根・内装設備の更新:3カ所(つくばセンター、中部センター、関西センター) 【NITE】 (老朽化対策) 電源設備及び蒸気配管等の更新:4カ所(本所、かずさ、九州支所、東北支所) <作業準備棟整備> 大阪事業所:1カ所	2019年度まで	(産総研) 3カ所で緊急改修を完了し、業務停滞による企業の事業活動への影響を防止 (NITE) 5カ所で緊急改修等を完了し、業務停滞による企業の事業活動への影響を防止	国	経済産業省
119	教育	国立大学、国立研究開発法人等施設・設備等	国立大学法人、国立研究開発法人等施設等の重要インフラ設備に関する緊急対策	平成30年大阪北部地震等を踏まえ、国立大学法人、国立研究開発法人等施設等を対象に、重要インフラ設備(自家発電設備等)の保有状況等の緊急点検を行ったところ、直ちに対策を行わない場合、災害発生後に研究活動の中断、データ消失、試料滅失の危機等がある88法人について、研究活動継続や安全確保対策等のためのインフラ設備の更新、最重要研究設備の改修・整備等を実施する大学等を国が支援するなどにより改善する緊急対策を実施する。	<国立大学法人等> 82法人 <国立研究開発法人等> 6法人	<国立大学法人等> 2020年度まで <国立研究開発法人等> 2019年度まで	<国立大学法人等> 研究活動の中断等の危機等がある法人において、重要インフラ設備に課題があり、特に改善の緊急性の高い国の支援が必要な全ての設備の改善を完了 <国立研究開発法人等> 研究活動の中断等の危機等がある法人において、重要インフラ設備に課題があり、特に改善の緊急性の高い国の支援が必要な全ての設備等の改善を完了	国立大学法人、国立 研究開発法人等	文部科学省
120	教育	国立大学及び大学共同利用機関における研究基盤	国立大学や大学共同利用機関における最先端研究基盤に関する緊急対策	近年多発する災害による超精密機器の破損や情報ネットワークの断線などを踏まえ、国内外の多数の学生や研究者等が防災・減災に資する最先端の研究活動を行う基盤となる研究インフラについて、被害の抑止・最小化などの災害対策が急務となっている。このため、大規模災害の発生に備え、火山等の環境変動観測システムや膨大なデータを瞬時に流通・利活用できる情報インフラ設備等の研究基盤の整備を実施する。	国立大学10法人、大学共同利用機関 3法人	2019年度まで	国内外の多数の学生や研究者等が最先端の研究活動を行う基盤の大規模災害による被害抑止・最小化のための研究インフラの災害対策を全て完了	国立大学及び大学共同 利用機関	文部科学省

121	教育	国立大学等設備	国立大学等の基盤的インフラ設備の強靱化に向けた緊急対策	災害発生時における国立大学等の情報通信機能の停止により災害情報等の収集・伝達のために必要な情報通信網への支障や、地震発生時に装置等の破損・破裂などにより被害が生じる恐れのある基盤的なインフラ設備の整備を通して、情報通信機能の確保や人命の保護を図るため、緊急対策を実施する。	国立大学等: 12 箇所	2020 年度まで	国土強靱化に資する基盤的インフラ設備の整備完了	国立大学等	文部科学省
122	環境	廃棄物処理施設	大規模災害に備えた廃棄物処理体制整備緊急支援及び一般廃棄物処理施設の整備及び更新に関する緊急対策	平成 30 年大阪北部を震源とする地震等を踏まえ、災害廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理施設に関する緊急点検を行い、災害廃棄物処理計画の策定促進が必要な自治体について、全国8ブロックからそれぞれ代表的な事例となるような自治体(約 120 自治体)や、災害時の事故リスクが懸念され、更新時期を迎えた一般廃棄物処理施設(約 60 施設)について、災害廃棄物処理計画策定の促進を強化して行うほか、災害時の事故リスクが懸念される施設について、施設の整備及び更新を支援するとともに、防災機能の向上を図る等の緊急対策を実施する。	災害廃棄物処理計画の策定促進が必要な自治体: 全国8ブロックから各15自治体(計約120自治体) 災害時の事故リスクが懸念され、更新時期を迎えた一般廃棄物処理施設約 60 施設	2020 年度まで ＜災害廃棄物処理計画策定促進及び大規模災害に備えた廃棄物処理体制整備＞ 2020 年度まで ＜一般廃棄物処理施設の整備及び更新の支援＞ 2020 年度まで	＜災害廃棄物処理計画策定促進及び大規模災害に備えた廃棄物処理体制整備＞ 大規模な災害の発生時においても、早期復旧・復興につながるような体制整備の大幅な進捗 ＜一般廃棄物処理施設の整備及び更新の支援＞(2020 年度) 災害時においても迅速に復旧・復興可能な廃棄物処理システムの大幅な進捗	国、自治体及び事務組合	環境省
123	環境	特定支障除去等事業地	産業廃棄物不法投棄等原状回復措置に関する緊急対策	平成30年7月豪雨等を受けて、不法投棄等事案による汚染が大雨等で流出するリスク(地下水汚染除去工事箇所の近接地における土砂崩落等)が判明したことから、こうした災害の発生に備えるために、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づく5カ所の産業廃棄物の不法投棄等事案について、緊急対策を実施する。	平成10年6月16日以前の不法投棄等事案で平成25年3月31日までに環境大臣に協議し、同意を得た都道府県等による特定支障除去等事業(5カ所)	2020 年度まで	特定支障除去等事業による緊急対策を、平成 32 年度までに完了	都道府県等	環境省
124	環境	プラスチックリサイクル設備	災害に強いリサイクル設備(省CO ₂ 型リサイクル高度化設備)整備促進緊急対策	平成30年7月豪雨等における大規模自然災害を踏まえ、大量に発生した家電・小型家電等の災害廃棄物に対応したリサイクル・適正処理体制を整備する必要がある。これらの災害廃棄物には多くのプラスチックが含有されており、廃プラスチックについては災害時のみならず、平時においても中国等の禁輸措置の影響により国内での廃プラスチックの滞留は喫緊の課題となっている。災害時に大量発生した廃プラスチックの安定的なリサイクル体制を確保するために、災害時に基幹的なりサイクル拠点となる約240カ所にプラスチックリサイクル体制の拡充・強化のための新規設備を導入することにより、災害に強く、より高度なりサイクル体制整備を行う緊急対策を実施する。	災害時の基幹的なりサイクル拠点約 240 カ所	2020 年度まで	災害時の基幹的なりサイクル拠点全てにプラスチックリサイクル高度化設備の導入を完了	非営利法人	環境省
125	環境	浄化槽	全国の浄化槽に関する緊急対策	平成 30 年 7 月豪雨、平成 30 年北海道胆振東部地震を踏まえ、全国の単独浄化槽及び合併浄化槽の設置状況(設置後経過年数、破損、漏水等)について緊急点検を行い、約 400 万基ある単独浄化槽のうち廃棄物処理施設整備計画に基づき転換すべき単独処理浄化槽であって、早期に転換が必要な浄化槽が残存していることが判明した。浄化槽が破損することにより土壌や地下水への大腸菌群の流出等、生活環境の悪化リスクも増加し、伝染病等の発生につながることから、災害に強く早期に復旧できる合併浄化槽の整備等の緊急対策を実施する。	単独処理浄化槽: 約1.9万基	2020 年度まで	浄化槽整備区域内の合併浄化槽基數割合を、現状の 62%(平成 29 年度実績)から 70%とする	国、地方公共団体および個人の単独浄化槽管理者	環境省
126	環境	浄化槽	浄化槽長寿命化計画策定のための緊急対策	平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震の発生を受けて、浄化槽の破損等の報告があった。長期間稼働している浄化槽は災害が発生した場合の破損リスクが大きく、それにより土壌や地下水への大腸菌群の流出等、生活環境の悪化リスクも増加し、伝染病等の発生につながることから、こうした災害の発生に備えるために、浄化槽の補修、更新を計画的に行い、更新及び維持管理に係る費用を削減するための各自治体に向けた長寿命化計画策定のガイドラインを作成する等の緊急対策を実施する。	浄化槽整備事業を行っている都道府県、市町村	2020 年度まで	長寿命化計画策定のためのガイドラインの公表と関係自治体への周知を完了	国	環境省
127	環境	PCB 廃棄物処理施設	JESCO 高濃度 PCB 処理施設に関する緊急対策	平成 30 年大阪北部を震源とする地震及び平成 30 年北海道胆振東部地震を踏まえ、地震による JESCO 高濃度 PCB 処理施設の設備故障を防ぐため、JESCO 高濃度 PCB 処理施設の設備等の点検を行った結果、処理の安全性を確保し、設備の故障リスクを低減するとともに地元住民の安全・安心を確保するために早期に補修・改修が必要な設備等が判明したため、当該設備等の補修・改修を行うとともに、施設の確実かつ速やかな原状回復を進める等の緊急対策を実施する必要がある。	JESCO 高濃度 PCB 処理施設(5カ所)	2020 年度まで	対象となる全ての施設で補修・改修を完了	JESCO 等	環境省
128	環境	PCB 廃棄物保管事業場	PCB 早期処理のための緊急対策	平成30年大阪北部を震源とする地震及び平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、災害によるPCB廃棄物の紛失を防ぐため、こうした災害に備えるために、未把握の高濃度PCB廃棄物及び使用製品が未だに市中に多数残されているといった課題に対応し、災害時のPCB廃棄物の紛失リスクを低減するため、各都道府県・政令市(122自治体)における高濃度PCB廃棄物及び使用製品の早期処理を促す等の緊急対策を実施する。	各都道府県・政令市(122自治体)	2020 年度まで	全ての自治体に対し、支援・周知を完了	国	環境省

(3)陸海空の交通ネットワークの確保

No.	分野	対象インフラ	緊急対策名	緊急対策の概要	対策箇所数	緊急対策期間	達成目標	実施主体	府省庁名
129	空港	滑走路、誘導路、エプロン	航空輸送上重要な空港等に関する緊急対策(基本施設)	平成30年台風21号等を踏まえ、航空輸送上重要な空港等を対象に、護岸や排水施設の設計条件等の緊急点検を行った結果、部分的な沈下等により必要な護岸高さを確保できていない施設や浸水の可能性が懸念される施設があることが判明したため、護岸の嵩上げや排水機能強化による緊急対策を実施する。また、液状化の可能性が懸念されることが確認された滑走路等について、所要の耐震対策を実施する。	<護岸の嵩上げ・排水機能の強化> 関西国際空港を含む6空港 <滑走路等の耐震対策> 3空港	2020年度まで	<護岸の嵩上げ・排水機能の強化> 航空輸送上重要な空港等16空港のうち、特に浸水の可能性が懸念される箇所の対策を完了 <滑走路等の耐震対策> 航空輸送上重要な空港等16空港において、滑走路2,500m以上の耐震対策を概ね完了	国、民間	国土交通省
130	空港	管制施設、電源局舎、無線局舎	航空輸送上重要な空港等に関する緊急対策(無線施設等)	平成30年台風21号等を踏まえ、航空輸送上重要な空港等を対象に、無線施設の電源設備等の設置状況等の緊急点検を行った結果、一部の施設において浸水の可能性があることが判明したため、施設への止水扉設置や無線施設の被災時の代替機能確保等の緊急対策を実施する。	<無線施設の電源設備等の浸水対策> 関西国際空港を含む6空港 <非常用発電設備等の設置> 関西国際空港を含む8空港	<無線施設の電源設備等の浸水対策> 2020年度まで <非常用発電設備等の設置> 2018年度まで	<無線施設の電源設備等の浸水対策> 航空輸送上重要な16空港のうち、特に浸水の可能性が懸念される無線施設の電源設備等の浸水対策を完了 <非常用発電設備等の設置> 航空輸送上重要な空港等16空港において、非常時の管制機能等を確保するため、各地方ブロックの拠点となる空港への非常用発電設備等の整備を完了	国、民間	国土交通省
131	空港	ターミナルビル、燃料施設	航空輸送上重要な空港等に関する緊急対策(ターミナルビル)	平成30年台風21号等を踏まえ、航空輸送上重要な空港等を対象に、ターミナルビル等の非常用電源・電気設備の設置状況等の緊急点検を行った結果、一部の電気設備等が地下に設置されており、浸水の可能性があることが判明したため、電源設備等の浸水対策を図る。また、平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、ターミナルビル等の耐震対策の実施状況等の緊急点検を行った結果、補強が必要な吊り天井が確認されたため、所要の対策を図る。	<ターミナルビルの電源設備等の浸水対策> 関西国際空港を含む7空港 <ターミナルビルの吊り天井の安全対策> 約12空港	可能な限り早期の対策完了を目指す	<ターミナルビルの電源設備等の浸水対策> 航空輸送上重要な空港等16空港において、特に浸水の可能性が懸念されるターミナルビルの電源設備等の浸水対策を概ね完了 <ターミナルビルの吊り天井の安全対策> 航空輸送上重要な空港等16空港において、ターミナルビルの吊り天井の安全対策を概ね完了	民間、指定公共機関	国土交通省
132	空港	空港アクセス	航空輸送上重要な空港等に関する緊急対策(空港BCP)	平成30年台風21号等を踏まえ、航空輸送上重要な空港等を対象に、空港全体としての機能維持・復旧に必要な業務継続計画(BCP)について見直しを行う。	<空港BCPの見直し> 約16空港	2018年度まで	<空港BCPの見直し> 航空輸送上重要な空港等16空港において、空港BCPの見直しを概ね完了することで、災害時における円滑な空港全体の機能維持・復旧を図る	国、民間	国土交通省
133	航空交通	管制施設、電源局舎、無線局舎	航空輸送上重要な空港等に関する緊急対策(航空路施設)	平成30年台風21号等を踏まえ、航空交通管制部の施設等を対象に、管制施設の電源設備等の設置状況等の緊急点検を行った結果、一部の施設において浸水の可能性があることが判明したため、施設への止水扉設置による浸水対策を実施する。	<管制施設の電源設備等の浸水対策> 6施設	2018年度まで	<管制施設の電源設備等の浸水対策> 航空交通(航空路)の管制に必要な施設のうち、特に浸水の可能性が懸念される管制施設の電源設備等の浸水対策を完了	国	国土交通省
134	海上交通	航路標識	全国の航路標識に関する緊急対策(電源設備)	平成30年の北海道胆振東部地震の影響により、電力会社からの電力供給が停止し、船舶通航信号所の非常用発電機の燃料切れのため、船舶の交通安全に必要な情報提供が出来なくなった。これを踏まえ、全国の船舶通航信号所を対象に、予備電源設備の状態、現状の電源保持時間について緊急点検を行い、電源保持時間の基準を満たしていない等、課題がある施設が約20箇所判明したため、基準に対応した予備電源設備の整備に関する緊急対策を実施する。	電源保持時間の基準を満たしていない等、課題がある予備電源設備:約20箇所	2020年度まで	船舶のふくそうする海域の船舶通航信号所において、非常時にも自家発電で72時間の運用が可能となるよう、予備電源設備の整備を完了	国	国土交通省
135	海上交通	航路標識	全国の航路標識に関する緊急対策(海水浸入防止対策等)	<海水浸入防止対策> 平成30年の台風24号等による灯台の倒壊・損壊を踏まえ、全国の灯台について、亀裂や基礎部の緊急点検を行い、倒壊等の蓋然性の高い灯台が約300箇所あると判明したため、これらの倒壊等を防止するために必要な緊急対策を実施する。 <海域監視体制の強化> 平成30年の台風21号に伴う暴風・波浪の影響により、関西国際空港周辺に避難した船舶が走錨し連絡橋に衝突したことを踏まえ、海域監視体制について緊急点検を行い、海域監視体制の強化等が必要な海域5箇所について、走錨等に起因する重大な事故の防止を図るために必要な緊急対策を実施する。	<海水浸入防止対策> ①FRP造の灯台(基礎部アンカー留め)で海水浸入防止対策が必要な施設:約250箇所 ②鉄筋コンクリート造灯台で亀裂が深く海水浸入防止対策が必要な施設:約50箇所 <海域監視体制の強化> 海域監視体制の強化等が必要な海域:5箇所	2020年度まで	<海水浸入防止対策> 海水浸入防止対策が緊急的に必要な全ての灯台について、海水浸入による倒壊の危険を防止するための対策を完了 <海域監視体制の強化> 海域監視体制の強化等が必要な全ての海上空港周辺海域について、走錨等に起因する重大事故の発生を防止するための対策を完了	国	国土交通省
136	道路	信号機	信号機電源付加装置の更新・整備に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、全国の信号機電源付加装置の整備・保守状況等に係る緊急点検を行い、動作不良の状態にあるものを含め、今後優先して更新・整備を行うべき箇所を確認できたことを踏まえ、災害による停電が発生した際でも、道路交通に大きな混乱が生じることのないよう、喫緊に約1,000台の信号機電源付加装置を更新・整備する緊急対策を実施する。	信号機電源付加装置約1,000台	2020年度まで	動作不良の状態にあるものを含め、信号機電源付加装置約1,000台の更新・整備を完了 2018年度末時点の達成率(見込み)約50%(最終目標を達成するペースの約7割にとどまる) →2020年度までに100%達成	都道府県	警察庁

137	道路	道路法面・盛土等	道路法面・盛土等に関する緊急対策(法面・盛土対策、道路拡幅等)	平成30年7月豪雨を踏まえ、広域交通を担う幹線道路等において、法面・盛土の緊急点検を行い、土砂災害等の危険性が高く、鉄道近接や広域迂回など社会的影響が大きい箇所が存在が判明したため、約2,000箇所について土砂災害等に対応した道路法面・盛土対策、土砂災害等を回避する改良や道路拡幅などの緊急対策を実施する。また、災害復旧に関する特車許可事務の迅速な処理のための特車審査のシステム構築や電子データ化を行うとともに、災害時の情報収集の強化及び提供情報の質の向上に資するための緊急対策を実施する。	<道路法面対策等> 約2,000箇所	2020年度まで	幹線道路等において、豪雨により土砂災害等が発生するリスク箇所約2,000箇所について対策を概ね完了	国、高速道路会社、地方自治体	国土交通省
138	道路	排水施設等の道路構造物	道路の排水施設等に関する緊急対策	平成30年7月豪雨等の道路の冠水被害を踏まえ、広域交通を担う幹線道路等において、冠水の危険性について緊急点検を行い、冠水発生の恐れのある約1,400箇所について、排水施設等の補修を行う等の緊急対策を実施する。また、災害時の情報収集の強化及び提供情報の質の向上に資するための緊急対策を実施する。	<冠水対策に対応した道路排水施設等の補修等> 約1,200箇所 <冠水対策に対応したアンダーパス部等の排水設備の補修等> 約200箇所	2020年度まで	<冠水対策に対応した道路排水施設等の補修等> 幹線道路等において、豪雨により冠水が想定される約1,200箇所について対策を概ね完了 <冠水対策に対応したアンダーパス部等の排水設備の補修等> 幹線道路等のアンダーパス部等で豪雨により冠水が想定される約200箇所について対策を概ね完了	国、高速道路会社、地方自治体等	国土交通省
139	道路	消波ブロック等の道路構造物	道路における越波・津波に関する緊急対策	台風21号等の高潮による越波被害や過去の地震による津波被害を踏まえ、広域交通を担う幹線道路等において、越波・津波の危険性について緊急点検を行い、越波・津波の危険性のある約80箇所について、消波ブロック整備等の越波防止対策、ネットワーク整備による越波・津波に係る緊急対策を実施する。また、災害時の情報収集の強化及び提供情報の質の向上に資するための緊急対策を実施する。	<道路越波防止対策やネットワーク整備> 約80箇所	2020年度まで	<道路越波防止対策やネットワーク整備> 幹線道路等において、高潮による越波及び地震による津波が想定される約80箇所について対策を概ね完了	国、地方自治体	国土交通省
140	道路	橋梁、道の駅等	道路橋・道の駅等の耐震補強に関する緊急対策	平成30年大阪北部地震、北海道胆振東部地震において、橋梁に損傷はなかったものの、一部、橋梁前後の盛土部で路面変状が発生した。これらを踏まえ、広域交通を担う幹線道路等において、橋梁の耐震対策の実施状況(橋前後区間含む)について点検を行い、耐震対策未実施の約600箇所について耐震補強に係る緊急対策を実施する。道の駅については北海道胆振東部地震時に避難所として活用された実績を踏まえ耐震対策の実施状況について点検を行い、耐震対策未実施の約30箇所について耐震補強に係る緊急対策を実施する。また、災害時の情報収集の強化及び提供情報の質の向上に資するための緊急対策を実施する。	<橋梁の耐震対策の実施> 約600箇所 <道の駅の耐震対策の実施> 約30箇所	2020年度まで	<橋梁の耐震対策の実施> 幹線道路等において、緊急輸送道路上の橋梁の内、今後30年間に震度6以上の揺れに見舞われる確率が26%以上の地域にある橋梁約600箇所について対策を概ね完了 <道の駅の耐震対策の実施> 国、地方自治体が管理する道の駅で地域防災計画に位置づけがあり、耐震対策未実施の道の駅約30箇所について対策を概ね完了	国、高速道路会社、地方自治体	国土交通省
141	道路	踏切	全国の踏切道に関する緊急対策	平成30年大阪北部地震を踏まえ、全国の踏切道約33,000箇所を対象に、長時間遮断時に大幅な迂回が必要となる箇所の緊急点検を行い、救急活動や人流・物流等に大きく影響を与える可能性がある箇所が約200箇所判明したため、関係機関が長時間遮断時に優先的に開放する踏切への指定等や踏切の立体交差化といった緊急対策を実施する。	<優先的に開放する踏切への指定等や立体交差の整備> 約200箇所	2020年度まで	長時間遮断時に大幅な迂回が必要となる踏切道において、関係機関が優先的に開放する踏切への指定等を行うとともに、踏切の立体交差化を推進(うち、約20箇所において3年間で立体交差化を完了)	国、地方自治体、鉄道事業者	国土交通省
142	道路	道路施設(道路照明、トンネル照明、CCTV等)、道の駅、庁舎等	道路における無停電設備等に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、広域交通を担う幹線道路等において、道路施設、道の駅等の緊急点検を行い、停電により情報が遮断され管理上支障が生じる恐れのある道路施設約1,600箇所、道の駅約80箇所等について、無停電設備(発動発電機、蓄電池)の整備等に係る緊急対策を実施する。	<道路施設の無停電対策に対応した設備の設置等> 約1,600箇所 <道の駅の無停電対策に対応した設備の設置等> 約80箇所	2020年度まで	<道路施設の無停電対策に対応した設備の設置等> 幹線道路等において、事前通行規制区間等の道路施設約1,600箇所について対策を概ね完了 <道の駅の無停電対策に対応した設備の設置等> 国、地方自治体が管理する道の駅で地域防災計画に位置づけのある道の駅約80箇所について対策を概ね完了	国、高速道路会社等、地方自治体	国土交通省
143	道路	道路法面、橋梁等の道路構造物	大雪時の車両滞留危険箇所に関する緊急対策	平成30年豪雪による道路上での車両滞留の発生を踏まえ、広域交通を担う幹線道路等において、緊急点検を行い、待避場所や除雪車の不足等の課題があり、大規模な車両滞留リスクが判明したため、約700箇所について待避場所等のスポット対策や除雪車増強の体制強化等の緊急対策を実施する。また、災害時の情報収集の強化及び提供情報の質の向上に資するための緊急対策を実施する。	<待避場所等のスポット対策・除雪車増強の体制強化等> 対策箇所: 約700箇所	2020年度まで	大雪時の大規模な車両滞留リスクを低減させるため、必要な対策箇所約700箇所について、対策を概ね完了	国、高速道路会社、地方自治体	国土交通省
144	道路	電柱	市街地における電柱に関する緊急対策	平成30年台風21号の暴風に伴う電柱倒壊を踏まえ、市街地における電柱の危険度等の緊急点検を行い、飛来物等による電柱倒壊の危険性の高い緊急輸送道路の区間(約1万km)において、緊急性の高い災害拠点へのアクセスルートで事業実施環境が整った区間について、道路閉塞等を防止する無電柱化による緊急対策を実施する。また、自治体の無電柱化実施体制を点検し、脆弱性が確認されたため、事業実施体制の支援による緊急対策を実施する。	<電柱倒壊に対応した無電柱化の推進> 緊急輸送道路 約1,000km	2020年度まで	電柱倒壊の危険性が高い市街地の緊急輸送道路(約1万km)において、災害拠点へのアクセスルートのうち約1,000kmについて工事着手(地元調整等を完了)	国、地方自治体、電線管理者	国土交通省

145	下水道	下水道管路	緊急輸送路等に布設されている下水道管路に関する緊急対策	北海道胆振東部地震における液状化によるマンホール浮上や道路陥没を踏まえ、全国の下水道管路において、緊急輸送路等に布設されているマンホールの浮上防止対策の実施状況や下水道管路の耐震性について緊急点検を実施した結果、緊急輸送路等に布設されている管路のうち、マンホール浮上防止対策が未実施の管路約7千km、重要な幹線のうち耐震性が確保されていない管路約4万kmについて、マンホール浮上防止対策や管路の耐震化、BCPに基づく早期復旧体制構築等の緊急対策を実施する。	<マンホール浮上防止対策、管路の耐震化等> マンホール浮上防止対策が未実施の管路約7千km、重要な幹線のうち、耐震性が確保されていない管路約4万km(うち、過去に液状化が発生した埋立地区等の緊急性が高い地区におけるマンホールの浮上防止対策約200km、管路の耐震化約600km)	2020年度まで	緊急輸送路等における緊急車両の交通機能障害等のリスク低減策が必要な箇所において対策を概ね完了	都道府県、政令指定都市、市町村、国	国土交通省
146	鉄道	鉄道河川橋梁	豪雨による鉄道河川橋梁の流失・傾斜に関する緊急対策	橋脚の基礎部分をブロック等で補強すること(洗掘防止工)によって、橋脚の洗掘に伴う橋梁の流失・傾斜を防止。また、万が一、橋梁が傾斜する等の異常が発生した場合に、これをセンサーで検知し、列車が橋梁に進入することを防止する信号設備(異常検知システム)を整備。	優等列車若しくは貨物列車が運行する路線、又は一定以上の輸送密度を有する線区の鉄道河川橋梁:約50箇所	2020年度まで	利用者数が多い線区等において、豪雨により流失・傾斜のおそれがある鉄道河川橋梁約50箇所について対策を概ね完了	鉄道事業者	国土交通省
147	鉄道	鉄道隣接斜面	豪雨による鉄道隣接斜面の崩壊に関する緊急対策	モルタル吹き付けやコンクリート砕による補強(法面防護工)等を実施し、線路内への土砂流入等の被害を防止。	優等列車若しくは貨物列車が運行する路線、又は一定以上の輸送密度を有する線区の鉄道隣接斜面:約190箇所	2020年度まで	利用者数が多い線区等において、豪雨により崩壊のおそれがある鉄道隣接斜面約190箇所について対策を概ね完了	鉄道事業者	国土交通省
148	鉄道	地下鉄、地下駅、電源設備等	地下鉄、地下駅、電源設備等の浸水に関する緊急対策	止水板、防水扉等の設置により、地下駅等出入口等の浸水被害を防止。 電源設備等の移設、止水板、防水扉等の設置により、電源設備等の浸水被害を防止。	利用者数が多い線区の地下駅等出入口:約190箇所、地下鉄等換気口:約30箇所、地下鉄等トンネル坑口:約10箇所、電源設備等:約60箇所	2020年度まで	利用者数が多い線区に位置し、浸水被害が発生した場合に、旅客の安全や列車の運行の確保に甚大な影響を及ぼすおそれのある地下駅等出入口約190箇所、地下鉄等換気口約30箇所、地下鉄等トンネル坑口約10箇所について対策を概ね完了 利用者数が多い線区に位置し、列車や運転保安設備(信号等)への電力供給機能を果たし、浸水被害が発生した場合に、列車の運行への影響が特に大きい電源設備等約60箇所について対策を概ね完了	鉄道事業者	国土交通省
149	鉄道	駅、高架橋等	大規模地震による駅、高架橋等の倒壊・損傷に関する緊急対策	鉄骨ブレース、鋼板巻き等の耐震補強を実施することで、駅、高架橋等の大規模地震による倒壊・損傷を防止。	首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等において、利用者数が多い線区の駅:約40箇所 高架橋柱等:約5,900箇所	2020年度まで	首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等の利用者数が多い線区において、大規模地震による倒壊・損傷のおそれがある駅約40箇所、高架橋柱等約5,900箇所について対策を概ね完了	鉄道事業者	国土交通省
150	港湾	外貿コンテナターミナル	全国の主要な外貿コンテナターミナルに関する緊急対策	平成30年台風21号、平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、主要な外貿コンテナターミナルにおいて、高潮等に対する浸水対策等の緊急点検を行い、コンテナ流出リスク、電源浸水リスク、地震リスク等の課題がある施設について、浸水対策、耐震対策、港湾BCPの充実化の緊急対策を実施する。	コンテナ流出対策:約30施設、電源浸水対策:約20施設、耐震対策:5施設、港湾BCPの充実化:約40港	2020年度まで	<浸水対策> 浸水被害リスクが高く対策が実施されていない施設のうち、事業実施環境が整ったコンテナ流出対策約30施設、電源浸水対策約20施設の対策を概ね完了 <耐震対策> 地震リスクが高く、対策が実施されていない施設のうち、事業実施環境が整った5施設について、対策を概ね完了 <港湾BCPの充実化> 各種災害に対する港湾BCPの充実化が必要な約40港において、BCPの充実化を完了	国、港湾管理者	国土交通省

151	港湾	内貿ユニットロードターミナル	全国の主要な内貿ユニットロードターミナルに関する緊急対策	平成30年台風21号、平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、主要な内貿ユニットロードターミナルにおいて、高潮等に対する浸水対策等の緊急点検を行い、コンテナ流出リスク、電源浸水リスク、地震リスク等の課題がある施設について、浸水対策、停電対策、耐震対策、港湾BCPの充実化の緊急対策を実施する。	コンテナ流出対策:2施設、電源浸水対策:2施設、フェリー可動橋停電対策:約10施設、耐震対策:5施設、港湾BCPの充実化:約65港	2020年度まで	<p><浸水対策> 浸水被害リスクが高く、対策が実施されていない施設のうち、事業実施環境が整ったコンテナ流出対策2施設、電源浸水対策2施設の対策を概ね完了</p> <p><停電対策> フェリー可動橋の非常用電源が設置されていない施設のうち、事業実施環境が整った約10施設について対策を概ね完了</p> <p><耐震対策> 地震リスクが高く、対策が実施されていない施設のうち、事業実施環境が整った5施設について、耐震対策を概ね完了</p> <p><港湾BCPの充実化> 各種災害に対する港湾BCPの充実化が必要な約65港において、BCPの充実化を完了</p>	国、港湾管理者	国土交通省
152	港湾	クルーズターミナル	全国の主要なクルーズターミナルに関する緊急対策	平成30年台風21号、平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、主要なクルーズターミナルにおいて、地震時の情報提供体制等の緊急点検を行い、情報提供の体制が不十分等の課題がある施設について、情報提供体制の確保や港湾BCPの充実化の緊急対策を実施する。	情報提供体制の確保:2箇所、港湾BCPの充実化:約40港	2020年度まで	<p><旅客への情報提供体制の確保> 地震時等の情報提供体制に課題がある2施設について、対策を概ね完了</p> <p><港湾BCPの充実化> 各種災害に対する港湾BCPの充実化が必要な約40港において、BCPの充実化を完了</p>	港湾管理者等	国土交通省
153	港湾	緊急物資輸送ターミナル	全国の主要な緊急物資輸送ターミナルに関する緊急対策	平成30年台風21号、平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、主要な緊急物資輸送ターミナルにおいて、岸壁の耐震性等の緊急点検を行い、地震時の緊急物資輸送に十分対応できない恐れがある等の課題がある施設について、耐震強化岸壁の整備や港湾BCPの充実化の緊急対策を実施する。	耐震強化岸壁の整備:約10施設、港湾BCPの充実化:約70港	2020年度まで	<p><耐震強化岸壁の整備> 地震時の緊急物資輸送に十分対応できない恐れがある施設のうち、事業実施環境が整った約10施設について、対策を概ね完了</p> <p><港湾BCPの充実化> 各種災害に対する港湾BCPの充実化が必要な約70港において、BCPの充実化を完了</p>	国、港湾管理者	国土交通省
154	港湾	臨港道路(橋梁・トンネル含む)	全国の主要な臨港道路に関する緊急対策	平成30年台風21号、平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、主要な臨港道路において、トンネルの冠水対策等の緊急点検を行い、トンネルの冠水リスク、橋梁の地震リスク、道路の液状化リスク等の課題がある施設について、トンネルの冠水対策や道路の液状化対策、橋梁の耐震補強、港湾BCPの充実化の緊急対策を実施する。	トンネルの冠水対策:2施設、橋梁の耐震補強:約15施設、道路の液状化対策:5施設、港湾BCPの充実化:約85港	2020年度まで	<p><トンネルの冠水対策> 冠水リスクが高く、対策が実施されていない施設のうち、事業実施環境が整った2施設について、対策を概ね完了</p> <p><橋梁の耐震補強> 地震リスクが高く、対策が実施されていない施設のうち、事業実施環境が整った約15施設について、耐震対策を概ね完了</p> <p><道路の液状化対策> 液状化リスクが高く、対策が実施されていない施設のうち、事業実施環境が整った5施設について、対策を概ね完了</p> <p><港湾BCPの充実化> 各種災害に対する港湾BCPの充実化が必要な約85港において、BCPの充実化を完了</p>	国、港湾管理者	国土交通省

155	港湾	防波堤	全国の主要な防波堤に関する緊急対策	平成30年台風21号後の24号、25号、更には過去の大規模風浪や地震・津波等の被災状況を踏まえ、主要な防波堤において、高潮・高波、津波に対する構造物の安定確保等の緊急点検を行い、高潮・高波リスク、津波リスク等の課題がある施設について、防波堤の補強や港湾BCPの充実化等の緊急対策を実施する。	高潮・高波対策:約10施設、津波対策:5施設、港湾BCPの充実化:約65港	2020年度まで	<防波堤の補強等> 高潮・高波、津波の被災リスクが高く、対策が実施されていない施設のうち、事業実施環境が整った高潮・高波対策約10施設、津波対策5施設の対策を概ね完了 <港湾BCPの充実化> 各種災害に対する港湾BCPの充実化が必要な約65港において、BCPの充実化を完了	国、 港湾管理者	国土交通省
156	海岸・港湾	漁港、道路等	海岸漂着物等に関する緊急対策	平成30年7月豪雨等の記録的豪雨を踏まえ、大量に発生した漂流・漂着物等による交通インフラへの支障等の課題に対応するために、全国の海岸や港湾施設等における漂流・漂着物等の回収・処理等を行う緊急対策を実施する。	37都道府県の海岸・港湾	2020年度まで	台風時の波浪・津波等による被害を軽減することで漁港施設や交通インフラ等の保全を実現するために、居住地域に隣接する海岸線の漂流・漂着物等の撤去を大幅に進捗	国、 都道府県、 市町村	環境省

(4)生活等に必要の情報通信機能・情報サービスの確保

No.	分野	対象インフラ	緊急対策名	緊急対策の概要	対策箇所数	緊急対策期間	達成目標	実施主体	府省庁名
157	通信	通信施設	携帯電話基地局に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、全国の主要な携帯電話基地局を対象に、予備電源の整備状況等の緊急点検を行い、被害状況の把握から応急復旧の初動対応等に課題があったため、迅速な応急復旧のための体制整備を行う。また、通信事業者において、応急復旧手段である車載型基地局等の増設を実施する。	<迅速な応急復旧のための体制整備> 応急復旧の体制 <車載型基地局等の増設> 約100台	2019年度まで	<迅速な応急復旧のための体制整備> 迅速な応急復旧のための体制を構築するために、初動対応における業務フロー等の策定を完了 <車載型基地局等の増設> 2018年度と同規模の災害が発生しても、市町村役場等における通信サービスを維持するために、車載型基地局等の増設を完了	<迅速な応急復旧のための体制整備> 国、通信事業者 <車載型基地局等の増設> 通信事業者	総務省
158	放送	地上放送施設	地上基幹放送設備に関する緊急対策	地上基幹放送事業者の親局及び主要な中継局等の予備電源設備の設置状況について緊急点検を行ったところ、調査対象の全ての放送設備において、予備電源が確保されていることが確認された。また、災害情報の伝達手段について、緊急性の高い情報の配信遅延等の問題が確認された。これらを踏まえ、次の緊急対策を実施する。 ・災害時に全国の地方公共団体がラジオ局を開設できるよう、臨時災害放送局設備が未整備の地方総合通信局に同設備を整備。 ・災害時における聴覚障害者の情報入手手段確保のため、放送番組の音声を自動で文字化し、スマートフォン等に表示させる技術の実用化等に対し経費を助成。 ・各放送局が災害情報をネットで迅速かつ円滑に提供できる共通の配信基盤を整備。	<臨時災害放送局設備の整備> 5局所程度 <聴覚障害者への字幕情報提供システムの構築> 字幕情報提供システム <災害情報の共通の配信基盤の整備> 共通の配信基盤	2019年度まで	<臨時災害放送局設備の整備> 災害時における円滑な臨時災害放送局の開局のために、臨時災害放送局設備の整備を完了 <聴覚障害者への字幕情報提供システムの構築> 災害時における聴覚障害者の情報入手手段の確保のために、字幕情報提供システムの実用化を完了 <災害情報の共通の配信基盤の整備> 災害情報の迅速・円滑なネット配信の実現のために、共通の配信基盤の整備を概成	<臨時災害放送局設備の整備> 国 <聴覚障害者への字幕情報提供システムの構築> 民間企業等 <災害情報の共通の配信基盤の整備> 放送事業者等	総務省
159	放送	ケーブルテレビ	ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策	平成30年7月豪雨等を踏まえ、ケーブルテレビ事業者を対象に、局舎所在地の災害発生危険度、伝送路の方式及び局舎の停電対策の確認の緊急点検を行い、停電及び局所的豪雨災害等に弱いなど課題があるケーブルテレビ事業者が判明したため、ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化(ケーブルテレビネットワーク光化)のための緊急対策を実施する。	ケーブルテレビ事業者 30者程度	2020年度まで	課題が判明した事業者の課題箇所のFTTH方式への切替えを完了	ケーブルテレビ事業者	総務省
160	鉄道	新幹線の駅、車内	新幹線における外国人旅行者等の情報入手に関する緊急対策	近年の豪雨等の災害の頻発・激甚化も踏まえ、外国人旅行者等がウェブサイトやSNS等を通じて、鉄道の運行情報等入手できるよう、新幹線の全駅・全車両に無料Wi-Fiサービスを利用可能な環境を整備する。	新幹線全108駅 新幹線全車両	2020年度まで	災害時においても、訪日外国人旅行者等がウェブサイトやSNS等を通じて、鉄道の運行情報等入手できる環境を確保するため、新幹線の全駅・全車両に無料Wi-Fiサービス環境を整備	鉄道事業者	国土交通省